

# デリバティブの時価評価における税務上の諸問題

—金融機関が行う店頭デリバティブ取引を中心に—

立 石 信一郎

〔 税 務 大 学 校 〕  
〔 研 究 部 教 授 〕

## 要 約

### 1 研究の目的（問題の所在）

デリバティブ等金融商品の時価評価については、デリバティブ取引等を利用した利益調整の防止などのため、企業会計における時価評価の導入に併せ、平成12年度税制改正により導入されたが、銀行等金融機関については、銀行法等の改正により平成9年4月からデリバティブ等の時価評価が認められ、税務上も租税特別措置法（法人税法に規定されたため廃止）により時価評価を認めてきた。

デリバティブ取引は、金利先物等取引所で取引される「市場デリバティブ」と金利スワップ等取引所外で主として金融機関により相対で取引される「店頭デリバティブ」に区分される。市場価格がない「店頭デリバティブ」の時価評価については、「合理的に算定された価額」によることとされ、割引現在価値による方法やオプション価格モデルによる方法等が認められている。それゆえ、時価評価における「時価」の概念は、実際の取引に基づく市場価格（“mark-to-market”）だけではなく、様々な仮定に基づいたプライシング・モデルによる理論的な計算結果（“mark-to-model”）を含む幅広い概念になっており、納税者の裁量が大きく影響する推定の世界へと拡大している。

現実に時価評価等のために納税者によって様々なプライシング・モデルが使用されており、また時価算定のために適用するボラティリティ等のマーケット・データにも選択の幅があることなどから、税務上はあらかじめ定めた合理的な方法を使用して時価を算定することを規定しているにとどまっておらず、租税負担に幅を認める結果となっている。さらに、トレーディング目的で大量にデリバティブ取引を行う金融機関においては、現在のところ主として会計上の問題であるが、信用リスク等に係る時価評価の調整の問題がある。これは、時価評価により将来の損益を評価時点で認識することから、信用リスク、将来の管理費用などの将来発生するリスクやコストを時価評価損益から控除するものである。これらの調整について、現状金融機関は基本的に税

務上損金としていないが、税務上の適用を求める意見もある。

米国においては、金融機関が金利スワップの時価評価において税務上行った信用リスク等に係る時価評価の調整を米国内国歳入庁が否認したことから10年以上にわたり現在も争われている裁判例があり、第一審である租税裁判所は、税務上信用リスク等の時価評価の調整は認められると判示している。また、本裁判の影響もあり、納税者及び税務当局双方の時価評価という困難な問題に対処する負担を軽減するため、平成19年6月、一定の条件のもと時価評価の調整も含め納税者が行った財務会計上の時価評価を税務上も認めるセーフハーバーを定めた財務省規則が発出された。米国がこのように納税者の会計上の処理を税務上も認める方向に大きく舵を切った結果が今後わが国の税務に影響を及ぼすことも予想される。

さらに、国際会計基準とのコンバージェンスから、会計上時価評価の対象となる金融商品が今後拡大していくことは避けられない状況にあり、これが会計上の問題にとどまらず、税務上も時価評価を受け入れることについて判断を迫られるものと考えられる。

本研究においては、このようなデリバティブ等の時価評価を取り巻く環境の変化に適切に対応し、租税負担の公平性の確保や課税の明確化を図っていくため、時価評価に関する税務上の基本的な考え方を整理するとともに、時価評価に関する税務上の規定の必要性等について検討を行うものである。金融機関として銀行を対象に検討を行うが、金融機関のみならずデリバティブのトレーディングを行う一般事業法人も対象とする。

## 2 研究の概要

### (1) 店頭デリバティブの時価評価に関する論点

店頭デリバティブについては、割引現在価値による方法やオプション価格モデルによる方法により時価評価が行われるが、これらの時価評価にあたっては、①使用するプライシング・モデル、②適用するボラティリティ等のマーケット・データ及び③信用リスク等に係る時価評価の調整のそれ

ぞれの合理性が問題となる。

店頭デリバティブの「時価」について、日本公認会計士協会が公表している「金融商品会計実務指針」は、市場デリバティブに比べ流動性が低く保守的な評価が必要と考えられるため、「保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合の価額」としている。なお、時価評価に対する調整として、信用リスクは原則見積もるほか、重要性があれば流動性リスク、モデル・リスク等も考慮すべきとしている。このように、「時価」を「取引を解約すると仮定した場合の価額」としているものの、実際の時価評価額はプライシング・モデル等を使用し将来の各種リスク等の調整を行った結果であり、合理的という判断のもと様々な異なる結果が導かれる可能性がある。

法人税法上は、デリバティブの「時価」を「決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した」と規定し、「みなし決済」という概念を採用しているが、法人税関係法令・通達において規定する店頭デリバティブの時価評価の方法は、「金融商品会計実務指針」等が規定している割引現在価値による方法等と同じである。したがって、税務上は、この会計上認められている方法を受け入れているものと考えられるが、当然のことながら銀行等金融機関が行ってくる様々な異なる会計上の処理を税務上そのまま認容するものではない。

会計と税務は目的が違うことから、同じ規定振りであってもその合理性の程度が異なる結果、それぞれの時価評価額が異なるのは当然であるとすることも考えられる。しかしながら、法的安定性及び予測可能性の確保という観点からは、税務上異なる取扱いをするためには、それらについて具体的な規定等を設ける必要がある。現状会計上の時価と税務上の時価の差異は、主として時価評価の調整に関するものであるが、税務上はこの時価評価の調整の取り扱いについて特に規定を置いておらず、この時価評価の調整の問題も含め、店頭デリバティブの時価評価について税務としての考え方を明確にする必要があるのではないかと考える。

## (2) 米国におけるデリバティブの時価評価に関する動向

### イ 判例における時価評価を巡る問題点

我が国では、デリバティブの時価評価の適否そのものが争われた判例等はないが、米国では 10 年以上にわたり銀行が行った金利スワップの時価評価が裁判で争われている JP Morgan Chase 事件（第一審時は合併前の Bank One 事件）がある。本件は、銀行が金利スワップの期末時価評価にあたって行った信用リスク及び将来の管理費用に係る調整を米国内国歳入庁が「利益の繰延べ」にあたるとして否認したものである。第一審である租税裁判所は、税務上それらの調整は認められるとして内国歳入庁の処分を退ける一方、銀行が適用した調整額の算出方法も適切でないと結論付けた。

租税裁判所は、信用リスクの調整については、担保やネットィング契約などの信用補強手段を考慮すべきことなどを、また将来の管理費用については、一般的な総費用のような固定費用ではなく、新規のスワップ契約により増加することとなる費用を基礎として計算すべきことなど、税務上認められる調整額の算出方法を判示している。なお、税務上調整を認める基準については特に考え方は示されていない。

### ロ 時価評価に関するセーフハーバー規則の概要

平成 19 年 6 月、納税者が行う財務会計上の時価評価を税務上も認めるセーフハーバーを定めた財務省規則が発出されたが、それを認める要件としては、①U. S. GAAP (米国の「一般に公正妥当と認められた会計原則」) に従って処理を行うこと、② (損益計算書への計上を義務づけることによる緊張感が税務上の評価の信頼性を高めるため) 時価評価損益を損益計算書において認識することなどが規定されている。また、信用リスク、将来の管理費用、モデル・リスクなどの時価評価の調整については、それらが重複して調整されないことを条件に認めている。

なお、納税者が記録の保存及び提出を行わなかった場合には、米国内国歳入庁が時価である「公正市場価値 (fair market value)」を決定す

ることができる旨の規定が置かれ、適正申告を担保するための手段が講じられている。

### (3) 時価評価に対する基本的な考え方

時価評価は、基本的に期間損益の問題であり、税務執行の効率化等の観点から、米国のように一定の条件のもと時価評価の調整も含め納税者の会計上の処理を税務上也認めるという選択肢もある。しかしながら、①利益調整の防止のために導入した時価評価において、時価評価の調整という名目で、より簡単でより多額の利益調整を認めることとなること、②納税者の裁量を大幅に認めるものであり、納税者の負担の公平という観点から問題があること、③会計上の取扱いを追認するという姿勢を示すことは将来時価評価の分野において深刻な影響を残すこと、さらに④挙証責任等の問題から米国のように違反した場合の強行規定を設けることが困難であり適正申告を担保できないことから、現状このようなアプローチをとることは適当ではない。

一方、利益調整の防止、租税負担の公平等を追及する場合には、税務当局が、使用すべきプライシング・モデルを作成又は特定し、適用すべきマーケット・データや行うべき時価評価の調整の方法等を詳細に規定することにより、納税者に画一的な時価評価を求めることが必要となる。しかしながら、税務当局が最新のマーケット動向を把握し、それを反映させた時価評価方法を頻繁に改訂し、納税者に使用させることは實際上不可能であり、かつマーケットに介入する結果となることから不適切である。また、税務申告のためにのみ別途時価評価を計算させることも納税者に過度の負担を与えることとなる。

したがって、銀行等金融機関が様々な規制に従い、リスク管理、財務管理、税務申告等の観点からそれぞれ独自の時価評価方法を採用していることを前提に、税務上の「時価」を決定するために、どのようなものを担保する必要がある、またどのような調整を行うべきかについて検討していくことが現実的かつ適切である。

#### (4) 時価評価に関する個別の検討

##### イ プライシング・モデル

自社開発や市販のものなど様々なプライシング・モデルがあるが、モデルは固定的なものではなく、新しい金融商品の出現とも密接に関連し、実態に合ったより精緻なものへと変更されていく状況がある。納税者によって現実に使用されているモデルを受け入れることに問題がなければ、これを受け入れることが現実的である。

モデルの違いが税務上の時価評価に受け入れがたい影響を及ぼすかについては、①金融技術の発展・普及に伴い、時価評価を求めるための基礎となるイールド・カーブやプライシング・モデル等に対する共通認識が相当程度まで形成されており、モデルに大きな差異はないこと、また、②モデルの差異によりデリバティブの価格等に差異が生ずれば、価格差を利用した裁定取引が働き、その価格差は縮小し、またモデルの差異も調整されていくことから、大きな問題となることはない。

税務執行面においては、納税者が取引価格の決定、リスク管理、財務会計、税務申告等のすべての目的において同じモデルを使用するなど、利益調整を目的としていないことを確認することにより、税務上の合理性を担保することが可能である。

##### ロ マーケット・データ

ボラティリティ等適用するマーケット・データの妥当性については、幅があるとしても、特定のブローカーなどが提供するものを継続して使用することなどを定めた内部規程があり、それに沿ったものであれば、①実際のマーケットに基づくものであり、②事後の検証が可能であり、また③意図的な利益操作を目的としていないことから、これを認めることに問題はない。

一方、期末のマーケット・データについては、例えば、取引の集中等のため瞬間的に異常な値が出る場合がある。この場合、取引を担当しているディーラーの相場観との乖離が生ずる可能性がある。このような場

合でも、情報の信頼性及び検証可能性という観点からは、公表されているマーケット・データを使うべきであり、事後の検証が不可能な一担当者の相場観といったようなものを適用することは適当ではない。

#### ハ 時価評価の調整

会計上デリバティブの「時価」を求めるためには、時価評価の調整が必須とされている。調整項目としては、理論上信用リスク、将来の管理費用など様々な調整が存在し、その計算方法も定まったものがない。また、どのような調整を行うかは、納税者のデリバティブの取引状況や調整項目の重要性により異なる。

したがって、店頭デリバティブの時価評価が推定によらざるを得ないという現状を考慮しても、税務上行き過ぎた裁量を認めることは、利益調整を認める結果となり、これらの調整を税務上無制限に認めることは適当ではない。一方、リスク等の発生可能性や調整額の算出困難性をあまりに問題視し、税務上時価評価の調整を一切認めないという姿勢をとることも適当ではない。

税務上時価評価の調整として時価評価損益からの控除を認めるためには、①リスク等の発生可能性から調整することに理論的な合理性があり、②金額をある程度合理的に算出できることのほか、③取引の契約・解約時の価格決定の際に考慮される時価の調整要素であり、単なる費用の引当てではないことが必要であると考え。

### 3 結論

税務が果たすべき目的を達成し、デリバティブの時価評価という困難な問題に対処するためには、会計上の取扱いを追認するという姿勢をとることは適当ではない。また、税務上拠り所となる規定がない状況において、税務執行面においてその合理性を議論することは非常に困難であり、できる限り具体的な規定等を設け、税務上の時価評価の合理性を担保することが重要である。



店頭デリバティブの時価評価において、納税者が採用するプライシング・モデルや適用するマーケット・データについては、その恣意性を排除したうえで税務上受け入れることが現実的である。

信用リスクについては、取引価格に影響を与える重要な要素であることなどから、時価評価にあたり調整を行う合理性があるが、利益調整の防止等の観点から税務上一定の限度を設けてこれを認めることが適当である。その場合、担保やネットिंग契約を考慮した実際の債権・債務額の算出や実績率の使用など精度を高めた論理的な算定方式を用いる必要がある。なお、対象を金融機関に限定する理由はないことから、適正な時価評価を行うために信用リスクの調整を必要とする納税者に対しこれを認めるべく、現行の貸倒引当金の枠組みの中で認めていくことが適当である。

将来の管理費用、モデル・リスクについては、理論的合理性、発生可能性などの観点から問題があり、税務上調整を認めることはできない。流動性リスク等の理論的な合理性があり、発生可能性の高いリスクについては、今後の企業会計及び実務における成熟具合を見守り、その調整の可否を検討していくことが必要であるが、調整を認める場合でも税務上一定の限度を設けることが適当である。

なお、適正申告を担保するため、時価評価の算定に誤りがあった場合、それを是正する手段として、再計算を行うために必要となる期末評価時点の取引データの保存義務や再計算が困難な場合の推計計算の規定等が将来的には必要となるものと考ええる。

## 目 次

はじめに	375
第1章 店頭デリバティブの時価評価の概要	378
第1節 店頭デリバティブの時価評価	378
第2節 時価評価の調整	382
第3節 金融機関における時価評価	386
第2章 デリバティブの時価評価の取扱い	389
第1節 会計上のデリバティブの時価評価の概要	389
第2節 その他の規制等の概要	397
第3節 税務上のデリバティブの時価評価の概要	401
第4節 時価評価における問題点	404
第3章 米国判例におけるデリバティブの時価評価に係る問題点	407
第1節 米国内国歳入法における時価評価の規定	407
第2節 米国判例の概要	409
第3節 時価評価を巡る争点についての検討	414
第4節 小括	419
第4章 米国の時価評価に関するセーフハーバー規則の概要	421
第1節 セーフハーバー規則制定の経緯	421
第2節 セーフハーバー規則の概要	422
第3節 セーフハーバー規則の評価	425
第5章 店頭デリバティブの時価評価への対応	426
第1節 時価評価に対する基本的な考え方	426
第2節 プライシング・モデル及びマーケット・データについての検討	431
第3節 時価評価の調整についての検討	433
第4節 小括	438
結びに代えて	440

## はじめに

デリバティブ等金融商品の時価評価については、デリバティブ取引等を利用した利益調整の防止などのため、企業会計における時価評価の導入に併せ、平成12年度税制改正により導入されたが、銀行等金融機関については、銀行法等の改正により平成9年4月からデリバティブ等の時価評価が認められ、税務上も租税特別措置法（法人税法に規定されたため廃止）により時価評価を認めてきた。

デリバティブ取引は、金利先物等取引所で取引される「市場デリバティブ」と金利スワップ等取引所外で主として金融機関により相対で取引される「店頭デリバティブ」に区分される。市場価格がない「店頭デリバティブ」の時価評価については、「合理的に算定された価額」によることとされ、割引現在価値による方法やオプション価格モデルによる方法等が認められている。それゆえ、時価評価における「時価」の概念は、実際の取引に基づく市場価格（"mark-to-market"）だけではなく、様々な仮定に基づいたプライシング・モデルによる理論的な計算結果（"mark-to-model"）を含む幅広い概念になっており、納税者の裁量が大きく影響する推定の世界へと拡大している。

現実に時価評価等のために納税者によって様々なプライシング・モデルが使用されており、また時価算定のために適用するボラティリティ等のマーケット・データにも選択の幅があることなどから、税務上はあらかじめ定めた合理的な方法を使用して時価を算定することを規定しているにとどまっており、租税負担に幅を認める結果となっている。さらに、トレーディング目的で大量にデリバティブ取引を行う金融機関においては、現在のところ主として会計上の問題であるが、信用リスク等に係る時価評価の調整の問題がある。これは、時価評価により将来の損益を評価時点で認識することから、信用リスク、将来の管理費用などの将来発生するリスクやコストを時価評価損益から控除するものである。これらの調整について、現状金融機関は基本的に税務上損金としていないが、税務上の適用を求める意見もある。

米国においては、金融機関が金利スワップの時価評価において税務上行った信用リスク等に係る時価評価の調整を米国内国歳入庁が否認したことから 10 年以上にわたり現在も争われている裁判例があり、第一審である租税裁判所は、税務上信用リスク等の時価評価の調整は認められると判示している。また、本裁判の影響もあり、納税者及び税務当局双方の時価評価という困難な問題に対処する負担を軽減するため、平成 19 年 6 月、一定の条件のもと時価評価の調整も含め納税者が行った財務会計上の時価評価を税務上も認めるセーフハーバーを定めた財務省規則が発出された。米国がこのように納税者の会計上の処理を税務上も認める方向に大きく舵を切った結果が今後わが国の税務に影響を及ぼすことも予想される。

さらに、国際会計基準とのコンバージェンスから、会計上時価評価の対象となる金融商品が今後拡大していくことは避けられない状況にあり、これが会計上の問題にとどまらず、税務上も時価評価を受け入れることについて判断を迫られるものと考えられる。

本研究においては、このようなデリバティブ等の時価評価を取り巻く環境の変化に適切に対応し、租税負担の公平性の確保や課税の明確化を図っていくため、時価評価に関する税務上の基本的な考え方を整理するとともに、時価評価に関する税務上の規定の必要性等について検討を行うものである。金融機関として銀行を対象に検討を行うが、金融機関のみならずデリバティブのトレーディングを行う一般事業法人も対象とする。

第 1 章においては、店頭デリバティブの時価評価の概要を整理し、第 2 章では、それらに関する会計上及び税務上の取扱い等を検討したうえで、店頭デリバティブの時価評価における現状の問題を提起する。次に、第 3 章では、米国で金利スワップの時価評価について 10 年以上係争中の JP Morgan Chase 事件(第一審時は合併前の Bank One 事件)の分析を通じ、店頭デリバティブの時価評価に係る具体的な問題点の抽出及び検討を行い、さらに、第 4 章では、米国が近年導入した財務会計上の時価評価を税務上にも適用することを認めるセーフハーバー規則の有効性等について検討する。第 5 章においては、第 3 章及び第 4

章での検討結果も踏まえ、店頭デリバティブの時価評価に対する税務上の基本的な考え方を整理したのち、プライシング・モデル、マーケット・データ及び信用リスク等の時価評価の調整の各項目について検討し、税務上の時価評価の方向性を提示する。結びに代えてでは、本研究における結論を概括するとともに、今後の研究の方向性について触れる。

なお、本研究においては、一般的な入門書等において説明されているようなデリバティブに関する用語の意義、種類、仕組み等の基本的な事項についての記述は必要最小限のものにとどめる。

## 第1章 店頭デリバティブの時価評価の概要

デリバティブ取引は、取引所で取引される「市場デリバティブ」と取引所外で主として金融機関により相対で取引される「店頭デリバティブ」に大きく区分され、「市場デリバティブ」は、取引所で付された市場価格により時価評価を行うが、市場価格が存在しない「店頭デリバティブ」は、市場価格に準ずるものとして合理的に算定された価格により時価評価を行うこととなる。

本章では、店頭デリバティブの時価を合理的に算定するためにどのような方法がとられているか基本的な仕組みを検証し、その合理性に内包されている時価評価における裁量可能性の問題を指摘する。

### 第1節 店頭デリバティブの時価評価

店頭デリバティブの時価は、市場価格に準ずるものとして合理的に価格を算定することが可能であればそれが時価となる（算定することが困難であれば時価評価を行わない）が、一般的に、①インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引市場等の随時決済又は換金ができる取引システムでの気配値による方法、②見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値による方法及び③ブラック＝ショールズ・モデル、二項モデル等のオプション価格モデルによる方法のいずれかにより時価として合理的な価格を決定する。①は取引所での市場価格ではないが、公表されているデータに基づくものであり、一方②及び③は様々な仮定に基づいたプライシング・モデルによる理論的な計算結果であるという点で違いがある。

本研究は、代表的な店頭デリバティブであるスワップ及びオプション<sup>(1)</sup>につ

---

(1) 国際決済銀行(BIS)のとりまとめで各国の中央銀行等が3年毎に実施している「外国為替およびデリバティブに関する中央銀行サーベイ(2007年6月末残高調査)」の日本分集計結果(日本銀行資料)では、店頭デリバティブの取引残高(想定元本ベース)は、25.4兆米ドルと前回(2004年6月末)と比べ43.5%の増加となっており、

いて適用されるプライシング・モデルによる時価評価の税務上の問題に焦点を当てておられるものであり、まずその時価評価の仕組みについて触れる。

## 1 時価評価の基本的な仕組み

スワップは、将来のキャッシュ・フローを交換する取引であり、約定時点で交換するキャッシュ・フローの価値が等しければ取引当事者間でどのようなキャッシュ・フローを作ることも可能である。このスワップの時価は、スワップから生ずる将来キャッシュ・フローの現在価値<sup>(2)</sup>として計算され、スワップから複数の将来キャッシュ・フローが発生する場合には、すべての受取キャッシュ・フローの現在価値と支払キャッシュ・フローの現在価値との差額がスワップの時価となる。例えば、固定金利と変動金利を交換する金利スワップの場合、契約期間内に受取る各金利（固定又は変動）の額の現在価値の合計額と支払う各金利（変動又は固定）の額の現在価値の合計額との差額が当該金利スワップの時価となり、約定時点ではその時価はゼロであるが、その後の市場金利の変動等に伴い時価は変動し損益が生ずることとなる。また、オプションは、一般的には「特定の資産を将来の一定期日又は一定期間内に特定の価格で買う権利又は売る権利を売買する取引」であり、このオプションの時価は、オプションから生ずる将来キャッシュ・フローの期待値の現在価値として計算され<sup>(3)</sup>、オプションの時価も将来キャッシュ・フローの現在価値であるが、オプションに係る将来キャッシュ・フローはその権利行使時に予想される期待値である<sup>(4)</sup>。したがって、オプションでは、将来キャ

---

リスク・ファクター別にみると、金利関連取引（金利スワップ：72.7%、金利オプション：8.2%、FRA：1.6%）が全体の約82%、外為関連取引（フォワード・為替スワップ、通貨スワップ、通貨オプション）が約14%を占めている。

- (2) 「現在価値」とは、将来の金額の評価時点における価値であり、将来発生する金額を評価時点から当該金額の発生時点までの期間に対応する金利で割り引くことにより算出される。
- (3) 杉本浩一ほか『スワップ取引のすべて [第3版]』2頁（金融財政事情研究会、平成19）。
- (4) 吉田康英『金融商品会計論—キャッシュフローとリスクの会計—』140頁（税務経

ッシュ・フローが実際に発生するかどうかがあらかじめ決まっていないため、将来キャッシュ・フローを推測するという作業が加わる。

このように、スワップ等店頭デリバティブの時価は、基本的に将来キャッシュ・フローを見積もり、その見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に引き直すという作業により算出される。したがって、どのような複雑なデリバティブであっても、取引から生じる将来キャッシュ・フローの発生時期及び発生金額を見積もることができ、現在価値を算出するための期間に対応する金利を把握することができれば時価となる現在価値の算定は可能となる<sup>(5)</sup>。

## 2 プライシング・モデルによる評価

店頭デリバティブについて、将来キャッシュ・フローを見積もり、その見積もった将来キャッシュ・フローを現在価値に引き直すという一連の作業を行うものとしてプライシング・モデルがあり、取引相手との契約交渉のためにデリバティブの価格等を算定したり、デリバティブの時価評価を行うなどのために使用される。具体的には、金融市場において取引価格等は裁定取引を通じて妥当な範囲内に収斂し、取引当事者が合意することによって取引は成立していくことから、取引当事者は個々の取引についてその合意に至る過程においてプライシング・モデルを用いて取引価格等の算定を繰り返すこととなり<sup>(6)</sup>、また、時価評価を行う場合には、プライシング・モデルに評価時点の市場金利やボラティリティ等のマーケット・データを投入することによって時価を算定することとなる。

### イ プライシング・モデル<sup>(7)</sup>

プライシング・モデルにおける割引現在価値による時価評価方法は、固

---

理協会、平15)。

(5) 吉田・前掲注(4)、211頁。

(6) 吉田康英『金融商品の時価会計論—会計とファイナンスの融合—』116頁(税務経理協会、平11)。

(7) 吉田・前掲注(4)、147頁、218頁～227頁。



定キャッシュ・フローのみならず、変動キャッシュ・フローやオプション系キャッシュ・フローを有するデリバティブの時価評価にも適用される。また、オプション価格モデルによる時価評価方法は、将来キャッシュ・フローの期待値を求める過程が中心となるが、確率計算等によってオプションに係るキャッシュ・フローの期待値を求めた後は、割引現在価値による方法に基づいて時価を算出する仕組みとなっている。

プライシング・モデルは、一定の前提条件を設けることによって、複雑な現実の市場を単純化した仮想の市場に置き換えるものであり、最も重大な前提条件は、取引に関する情報が瞬時に市場に行き渡りかつ取引の流動性が十分に確保されているため、価格等に割高あるいは割安といった歪みがあった場合に裁定取引を通じて瞬時にその歪みが是正されるという「完全市場」を想定し構築されていることである。いかに精緻なプライシング・モデルであっても、モデルから算出される時価は、モデルが前提とする市場における理論的な計算結果であり、時価として完全な数値ではない。現実問題として、プライシング・モデルにおける前提条件が全て現実の市場に適合しているわけではなく、またモデルによっても前提条件は異なっている。したがって、同じデリバティブであっても、適用するプライシング・モデルが異なれば、算出される時価は異なることになる。

#### ロ マーケット・データ<sup>(8)</sup>

時価評価を行うため、プライシング・モデルに投入する市場金利やボラティリティ等のマーケット・データについては、モデルそのものは適切であっても、そのデータに合理性がなかったり、モデルと適合しないデータを投入した場合には、その結果算出される時価は合理性を欠き本来の時価と乖離することとなるため、合理性のあるデータや時価評価を行うデリバティブの性質に応じたデータを選択することが重要となる。また、プライシング・モデルに投入するマーケット・データは、金融市場から直接又は

---

(8) 吉田・前掲注(4)、147頁、227頁。

間接に入手することになるが、例えば市場金利等のデータは抽出する時間により異なり、ボラティリティ等のデータも提供するブローカー等により異なる。したがって、同じデリバティブであっても、プライシング・モデルに投入するマーケット・データが異なれば、当然算出される時価も異なることになる。

現実に時価評価等のために納税者によって様々なプライシング・モデルが使用されており、また納税者が時価算定のために適用する市場金利等のマーケット・データにも選択の余地があることなどから、プライシング・モデルを使用して行う時価評価においては、納税者の裁量により算出される時価に差異が生じることとなる可能性がある。

## 第2節 時価評価の調整

トレーディング目的で大量にデリバティブ取引を行う銀行等金融機関においては、現在のところ主として会計上の問題であるが、信用リスク等に係る時価評価の調整の問題がある<sup>(9)</sup>。

店頭デリバティブの時価は、将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引くことによって求められるが、将来生ずるキャッシュ・フローは、取引相手がデフォルトにより債務を履行できなくなるなどの様々なリスク及びコストによる影響を受けることから、そのリスク等を算出される時価評価額に織り込まなければ適正な時価とはならないこととなる。そのため、時価評価により将来の損益を評価時点で認識する場合に、時価評価の調整として信用リスク等の将来発生するリスクやコストを時価評価損益から控除するものである。

### 1 割引金利と時価評価の調整との関係

将来キャッシュ・フローから現在価値を算出するためには、キャッシュ・

---

(9) 現状、基本的に時価評価の調整は税務上損益に反映されていない。本章では、実務上又は会計上の問題として触れる。

フローを現在価値に割り引くための金利を使用するが、具体的には期間とそれに対応する金利の関係をひとつの線に描いたイールド・カーブ<sup>(10)</sup>を使用する。

金利には、ビッド・レート（買い呼び値）とオファー・レート（売り呼び値）があるが、ビッド・レートとオファー・レートの2本のイールド・カーブを常に作成することは煩雑であり、またイールド・カーブの基礎となる金利も常に両方が入手できるとは限らないことから、ビッド・レートとオファー・レートの間であるミッド・レート（仲値）を使用しイールド・カーブを作成する場合もある<sup>(11)</sup>。当然のことながら、そのイールド・カーブの元となる金利として何を用いるかによって算出される割引現在価値の金額は異なることになる。

この点に関しては、1993年7月に、民間の主要金融機関から構成される米国の非営利団体であるグループ・オブ・サーティー（Group of Thirty (G30)）が、店頭デリバティブのリスク管理に関する包括的な実務指針（デリバティブ：実務と原則（Derivatives：Practices and Principles））を公表し、その中でデリバティブの時価評価のあり方として「ディーラーのデリバティブ・ポートフォリオの時価評価は、ミッド・レートによるマーケット水準に基づき調整を加えるか、または適切なビッド・レート及びオファー・レートに基づき行われなければならない」と提言している。なお、ミッド・レートを使用したイールド・カーブに基づき割引現在価値を算出した場合の調整項目としては、信用リスク（Unearned credit spread）、将来の管理費用

---

(10) 「イールド・カーブ」は、期間とそれに対応する金利の関係を表すものであり、例えば、1年以下の短期金利についてはLIBOR、2年以上の長期金利についてはスワップ・レートをもとに、それらの金利指標から得られる各スポット・レートを線で結ぶことにより作成される。これにより、例えば18ヶ月という金利指標がない期間に対応する金利を得ることも可能となり、イールド・カーブが得られた全ての期間に対応する金利を使用し、現在価値を算出することができる。なお、各スポット・レートの間をどのような線で補間するかによってイールド・カーブに差異が生じることとなる。

(11) 吉田・前掲注(6)、179頁。

(Administrative costs)、流動性リスク (Close-out costs) 及び資金の運用・調達コスト (Investing and funding costs) をあげている<sup>(12)</sup>。

したがって、ミッド・レートを使用して算出した割引現在価値について行う調整は、適切なビッド・レート及びオファー・レートを使用して算出した割引現在価値に織り込まれている性質のものであり、ミッド・レートで算出した後に必要な調整を加える方法も、ビッド・レート及びオファー・レートによる方法も、目指している時価は同じものである<sup>(13)</sup>と考えられる。

## 2 時価評価の調整項目

理論的な計算結果である時価を算出するためには、調整項目として様々なものが考えられる<sup>(14)</sup>が、主要なものは次のとおり<sup>(15)</sup>である。なお、調整金額の算出方法について確立された方法論はなく、様々な方法が使用されている状況にある。

### (1) 信用リスク (未収の信用スプレッド)

店頭デリバティブ取引は、個々の取引相手との間で行う相対取引であり、取引相手がデフォルトなどにより債務を履行できなくなった場合には損失を被る信用リスクを有することから調整を行うものであり、貸出金等に対する貸倒引当金に相当するものである。さらに、デリバティブ取引等のように時価評価を行う取引では、取引相手がデフォルトしなくとも、信用状態の悪化の過程で価値の減少等の損失を被るリスクを有することから、このようなリスクに対して調整を行うことも考えられる。

---

(12) 吉田・前掲注(6)、179頁。

(13) 吉田・前掲注(6)、180頁。

(14) Andrew Smith “The Recognition of Revenue on Off Balance Sheet Trading Portfolios” Derivatives Use, Trading & Regulations. Volume 3, No. 4 (1998) では、時価評価の調整として信用リスクの調整等 14 の項目が紹介されている。

(15) 東京リスクマネジャー懇談会「デリバティブ取引におけるリスク・リザーブに関する論点整理－財務会計上明確に位置付け、税務会計の適用も視野に－」金融財政事情 2628 号 34 頁・35 頁 (平 16)。

## (2) 将来の管理費用

デリバティブ取引については、契約期間中、例えば金利スワップ取引における金利の受払いやマスター契約のメンテナンス等、オプション取引におけるプレミアムの受払いやオプション行使期日の管理、取引先への通知等様々な管理が必要であり、それに関する費用が生じている。この調整は、デリバティブを時価評価することにより将来の損益を評価時点で認識することから、その取引に関連する将来の管理費用を調整することによって収益と費用の対応を図ろうというものである。

## (3) 流動性リスク（手仕舞いコスト）

保有するデリバティブを手仕舞いする時に生ずるリスクであり、通常デリバティブを買うときと売るときでは価格等が異なるほか、複雑なデリバティブであるため流動性がない場合や市場が混乱している場合には想定した価格等で手仕舞いできず予想外の損失が発生するリスクがあり、これを調整するものである。

## (4) モデル・リスク

プライシング・モデルを使って時価評価を行う店頭デリバティブについては、モデルの誤り、陳腐化等により、デリバティブの評価結果が本来あるべき時価と異なることにより損失が発生する可能性があることから、このリスクに対して調整を行うものである。

## (5) 資金の運用・調達コスト

デリバティブ取引においては、契約期間中にスワップ取引の金利受払いや通貨スワップ取引の元本交換等の資金のやりとりが行われ、資金の払いについては払う資金を調達するための調達コストが発生し、資金の受け取りについてはこれを運用することによる運用益が発生する。特に、長期のデリバティブ取引においては、これらから生じる資金調達や資金運用は、金利リスクや調達そのもののリスク等にさらされていることから、これについて調整を行うものである。

銀行等金融機関においても、これらのすべての調整を実際に行っているわ

けではなく、どのような立場でデリバティブ取引を行っているか（マーケット・メーカー、ディーラー、エンド・ユーザー）や保有するデリバティブについてその調整を行う重要性があるかどうかなどにより、どのような調整を行うかは異なっている<sup>(16)</sup>。例えば、デリバティブのエンド・ユーザーである金融機関や金融機関のバンキング勘定<sup>(17)</sup>については、信用リスク以外の調整は必須ではない<sup>(18)</sup>と考えられる。このように、時価評価の調整についても、納税者によりどのような調整を行うかが異なり、また調整金額についても確立された算出方法がないことから、納税者の裁量が大きく影響し、時価評価の調整によって算出される時価に相当の差異が生じることとなる可能性がある。

### 第3節 金融機関における時価評価

店頭デリバティブの時価評価が適正に行われるためには、①使用するプライシング・モデル、②適用するマーケット・データ及び③信用リスク等の時価評価の調整の合理性が重要となると考えられるが、前節までにこれらについては納税者による様々な裁量の可能性があることを指摘してきた。銀行等金融機関については、時価評価の信頼性を担保し、検証可能性を確保するために、内部牽制機能を重視した組織体制及び事務分掌の整備とともに、時価評価の手続規定等の文書化と厳格な運用などが求められており<sup>(19)</sup>、時価評価における恣意的

---

(16) 邱艶梅「金融商品時価評価の監査判断」現代社会文化研究 31 号 121 頁（新潟大学、平 16）において、企業の判断により時価算定方法（プライシング・モデル等）やリスクの調整項目が異なるとされている。

(17) 金融機関が行うデリバティブ取引には、市場価格の変動や市場間の価格差等を利用して短期的に売買を繰り返すことにより収益をあげることを目的とした「トレーディング業務」と貸出金・借入金等の金利リスクをヘッジすることなどを目的とした「バンキング業務」があり、それぞれの取引を管理する勘定を「トレーディング勘定」及び「バンキング勘定」という。

(18) 東京リスクマネジャー懇談会・前掲注(15)、35 頁。

(19) 吉田・前掲注(4)、201 頁。

な操作を排除するための一定の措置が講じられているものの、依然として裁量可能性の問題は存在する。

## 1 内部牽制体制の整備

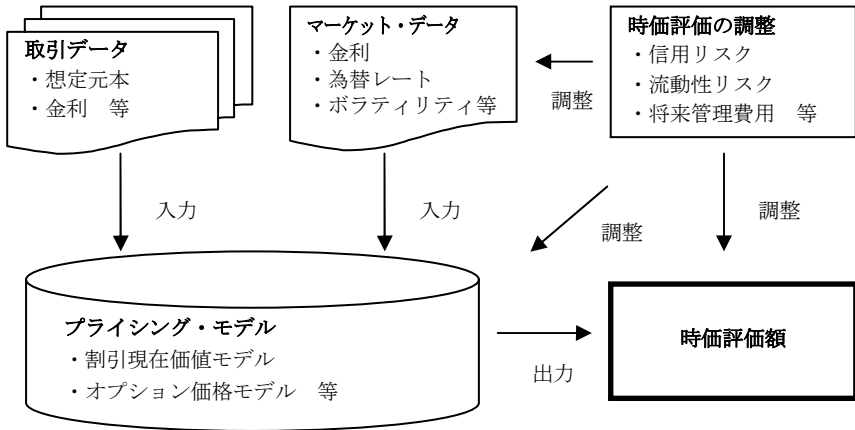
時価評価を適切に行うためには、デリバティブ取引を行うフロント・オフィスとそれ以外の部署を明確に分離し、フロント・オフィス以外の部署が時価評価を行う内部牽制体制を確立し、フロント・オフィスの介入をできる限り排除することが必要となる。一般的に、デリバティブ等を取引する部署をフロント・オフィス、デリバティブ等の取引代金の受払等の資金決済や時価評価等を含む取引の記帳等の事務を行う部署をバック・オフィスと称し、両者を別組織とすることにより内部牽制を図っている。なお、トレーディング目的でデリバティブ取引を行う金融機関では、通常、時価評価を含むリスク管理をフロント・オフィスとバック・オフィスのいずれからも独立したミドル・オフィスと呼ばれるリスク管理部門等に行わせるような体制をとっている<sup>(20)</sup>。

金融機関におけるプライシング・モデルを使用した店頭デリバティブの時価評価の基本的なプロセスを表すと次のようになる。

---

(20) 吉田・前掲注(6)、129頁。

【フロント・オフィス】      【ミドル・オフィス】又は【バック・オフィス】  
 ディーラー                                  リスク管理部門等



フロント・オフィスのディィーラーは、プライシング・モデルを使用して取引相手と日々の取引交渉を行い、その結果契約を締結した取引に係るデータをモデルに入力する。時価評価を行う場合は、バック・オフィス（又はミドル・オフィス）のリスク管理部門等が評価時点の市場金利等のマーケット・データをモデルに入力するとともに、必要に応じ信用リスク等の時価評価の調整を行い、時価を算出することとなる。

## 2 手続規定等の文書化

時価評価における恣意性を排除し、検証可能性を確保するためには、時価評価に使用するプライシング・モデルやマーケット・データの種類等をあらかじめ文書化した事務管理規定を整備し、かつそれが実際に遵守される体制を構築することが必要となる<sup>(21)</sup>。

(21) 吉田・前掲注(6)、129頁。



## 第2章 デリバティブの時価評価の取扱い

銀行は、様々な規制等の対象となっており、例えば、業務に関するものとして銀行法、金融商品取引法、新BIS規制等があり、会計処理に関するものとして金融商品会計基準、金融商品会計実務指針、財務諸表等規則等があり、さらに外部のチェック機能である会計士監査、金融検査が準拠する監査基準、監査実務指針、金融検査マニュアル等がある。それゆえ、銀行が行うデリバティブの時価評価についてもそれらの影響を受けたものとなる。

本章では、銀行が行う店頭デリバティブの時価評価について、会計上の規定と各種規制等がどのような処理を求めているか概括した上で、税務上の規定との比較を行い、問題を提起する。

### 第1節 会計上のデリバティブの時価評価の概要

日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書第24号「監査報告」の付録2で、我が国において「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」として、①企業会計審議会又は企業会計基準委員会から公表された会計基準、②企業会計基準委員会から公表された企業会計基準適用指針及び実務対応報告、③日本公認会計士協会から公表された会計制度委員会等の実務指針及び④一般に認められる会計実務慣行が例示されている<sup>(22)</sup>。

店頭デリバティブの時価評価の取扱いを中心に、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」としてどのような規定が置かれているかを整理する。

---

(22) なお、明確な企業会計の基準がない場合等、監査人が経営者が採用した会計方針及びその適用方法をはじめ財務諸表の適正性に関する判断を行うに当たり、実務の参考になるものとしては、例えば、①日本公認会計士協会の委員会研究報告、②国際的に認められた会計基準、③税法（法人税法等の規定のうち会計上も妥当と認められるもの）及び④会計に関する権威のある文献などがある。

## 1 企業会計原則

日本の会計基準は、企業会計原則以来、旧大蔵省の企業会計審議会<sup>(23)</sup>により制定されてきた。しかし、国際的調和の観点から、諸外国と同様に民間による会計基準の設定を望む声が強くなり、平成13年に設立された(財)財務会計基準機構(Financial Accounting Standards Foundation 略称 FASF)内の企業会計基準委員会(Accounting Standards Board 略称 ASB)に順次移行することとなった。

企業会計基準委員会は、各方面からの独立性を確保した機関として、企業会計の基準及びその実務上の取扱いに関する指針の開発・審議等を行い、企業会計基準委員会から公表される企業会計基準は、所要の手続きを経て、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」となる。企業会計基準委員会では、企業会計基準のほかに企業会計基準運用指針と実務対応報告を公表している。これらは企業会計基準に対する詳細規定や解釈規定、あるいは補足・補完規定と位置付けられ、企業会計基準と一体性を有するものである<sup>(24)</sup>。

資産の評価基準については「企業会計原則」に定めがあるが、デリバティブ等の金融商品に関しては、企業会計基準委員会が公表した企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」が優先して適用されることとなっている<sup>(25)</sup>。

## 2 金融商品会計基準

### (1) 公表及び改正の経緯<sup>(26)</sup>

証券・金融市場のグローバル化や企業の経営環境の変化等に対応して企業会計の透明性を一層高めていくためには、注記による時価情報の提供に

---

(23) 企業会計審議会は、現在は金融庁所管の法執行型の審議会(金融庁長官の諮問機関)に変更されている。

(24) 企業会計基準委員会ホームページ (<http://www.asb.or.jp/html/fast/news/news20020517.php>)。

(25) 金融商品会計基準第1項。

(26) 金融商品会計基準第47～51項。

とどまらず、金融商品そのものの時価評価に係る会計処理をはじめ、新たに開発された金融商品や取引手法等について会計処理の基準の整備が必要とされる状況となり、企業会計審議会は、国際的動向も踏まえ、平成 8 年 7 月以降審議を重ね、平成 11 年 1 月に「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」を公表した。

その後、企業会計基準委員会は、「金融商品に係る会計基準」を引き継いだ「金融商品に関する会計基準」において、平成 18 年 8 月には施行された会社法などとの関係で必要な改正を行い、また平成 19 年 6 月には金融商品取引法の施行によって同法で定める有価証券の範囲が拡大することに対応した改正を行った。

さらに、証券化の拡大や金融商品の多様化等、金融取引を巡る環境が変化する中で、金融商品の時価情報に対するニーズが拡大しており、また国際的な会計基準でも、時価に関する情報開示は拡大していること等を踏まえて、すべての金融商品についてその状況やその時価等に関する事項の開示の充実を図るために、平成 20 年 3 月に企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準（以下「金融商品会計基準」という。）」を改正するとともに、これを適用する際の指針となる企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針（以下「金融商品適用指針」という。）」を新たに公表した。

## (2) 「金融商品会計基準」の位置付け

金融商品<sup>(27)</sup>に関する会計処理を定める「金融商品会計基準」は、すべての会社における金融商品に適用され<sup>(28)</sup>、その適用にあたっては、「金融商品適用指針」や日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号「金融商品

---

(27) 金融商品会計基準第 52 項において、金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品とし、同第 4 項において、先物取引、先渡取引、オプション取引、スワップ取引及びこれらに類似する取引をデリバティブ取引としている。

(28) 金融商品会計基準第 3 項。

会計に関する実務指針」なども参照する必要がある<sup>(29)</sup>。

(3) 「金融商品会計基準」におけるデリバティブに関する規定

「金融商品会計基準」においては、金融商品の時価について定義するとともに、デリバティブを原則として時価評価するよう求めているが、具体的な時価評価の方法等については規定していない。なお、今回の改正で、注記事項に関する規定が盛り込まれ、新たに公表された「金融商品適用指針」はその注記事項を適用する際の指針を定めるものである。

イ 時価の定義

第6項において、「時価とは公正な評価額をいい、市場において形成されている取引価格、気配又は指標その他の相場（「市場価格」）に基づく価額をいう。市場価格がない場合には合理的に算定された価額を公正な評価額とする。」と規定し、「市場価格に基づく価額」のほか、市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」も時価としてとらえるために、時価を「公正な評価額」という概念として定義している。なお、市場には、公設の取引所及びこれに類する市場のほか、随時、売買・換金等を行うことができる取引システム等も含まれるとしている。

ロ デリバティブの時価評価

第25項において、「デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって貸借対照表価額とし、評価差額は、原則として、当期の損益として処理する。」と規定し、ヘッジに係るもの及び時価のないものを除きデリバティブを時価評価するよう求めている。

なお、デリバティブについて、「市場価格がないこと等により公正な評価額を算定することが困難と認められる場合には」時価評価しないことも可能であったが、今回の改正で「市場価格がないこと等により時価を把握することが極めて困難と認められる場合には」との表現に変更されたため、時価評価の対象となるデリバティブの範囲は拡大することとなる。

---

(29) 金融商品会計基準第2項。

## ハ 注記事項

重要性が乏しいものを除き、①金融商品の状況に関する事項（取組方針、内容・リスク、リスク管理体制、時価等に関する補足説明）及び②金融商品の時価等に関する事項を財務諸表に注記するよう求めている<sup>(30)</sup>。

この注記事項に関する指針である「金融商品適用指針」は、②金融商品の時価等に関する事項として、「原則として、金融商品に関する貸借対照表の科目ごとに、貸借対照表計上額、貸借対照表日における時価及びその差額並びに当該時価の算定方法を注記する。」<sup>(31)</sup>としている。本適用指針で示された内容について理解を深めるために参考として製造業及び金融業について開示例が示されており、金融業のデリバティブ取引（金利関連）の時価算定方法の注記事項の例は次のとおりであり、店頭デリバティブについて独自にプライシング・モデルを使用して時価評価を行っていない金融機関の例となっている。

「時価の算定方法は、(1)市場取引以外の取引については、取引先金融機関から提示された価格、(2)市場取引については東京証券取引所等の取引所における最終の価格によっている。」

なお、店頭デリバティブについてプライシング・モデルを使用して時価評価を行っていると思われる複数の主要邦銀の有価証券報告書においては、ほぼ一様に「店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。」との注記事項となっており、一般的に時価評価の算定方法についてそれ以上の詳細は開示されていない。

---

(30) 金融商品会計基準第 40-2 項。

(31) 金融商品適用指針第 4 項。

### 3 金融商品会計実務指針

#### (1) 公表の経緯

日本公認会計士協会は、平成 11 年 1 月に公表された「金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書」の要請に基づき検討を行い、「金融商品会計基準」を実務に適用する場合の具体的な指針となる会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針（以下「金融商品会計実務指針」という。）」を平成 12 年 1 月に公表した。さらに、平成 12 年 9 月には、金融商品に係る会計処理を行う際に留意すべき事項のポイントを解説したものとして、「金融商品会計に関する Q & A」を公表した。

#### (2) 「金融商品会計実務指針」におけるデリバティブに関する規定

「金融商品会計実務指針」は、金融商品の範囲、金融商品の発生及び消滅の認識、金融商品の評価及び会計処理などを明確にすることを目的としている。

##### イ 時価の定義

「金融商品会計基準」第 6 項を受け、第 47 項においては、「時価とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額である。」と定義し、公正な評価額概念は、取引を行う当事者が①金融商品がもつ固有のリスク及びリターンの特性を理解し、②継続企業を前提として、不利な条件で引き受けざるを得ない取引又は他から強制された取引ではなく、自らの経済的合理性に基づく判断により取引を行うものである<sup>(32)</sup>としている。

##### ロ 店頭デリバティブの時価評価

市場価格がない店頭デリバティブの時価評価は、基本的に、経営陣の合理的な見積りに基づく「合理的に算定された価額」によることとされ、裁量の影響する合理的な見積りに依存することとなるが、採用するプラ

---

(32) 金融商品会計実務指針第 256 項。

イシング・モデルや適用する割引率、ボラティリティ等については恣意性を排除した合理的なものであることを求めている<sup>(33)</sup>。

一般的に、「合理的に算定された価額」は、①インターバンク市場、ディーラー間市場、電子売買取引等の随時決済・換金ができる取引システムでの気配値による方法、②割引現在価値による方法、及び③オプション価格モデルによる方法のいずれかの方法を用いて算定する<sup>(34)</sup>としている。

また、店頭デリバティブの時価評価にあたっては、次の事項に留意する<sup>(35)</sup>こととされている。これにより、時価の概念には、資産の再購入・負債の再調達を仮定する考え方と資産の売却・負債の決済を仮定する考え方があるが、店頭デリバティブは市場デリバティブに比べて流動性が低く保守的な評価が必要と考えられるため、「保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合の価額」とし後者の考え方をとるとともに、時価評価の調整については、信用リスクは原則として加味するほか、流動性リスク、モデル・リスク等については重要性があると認められる場合には考慮する<sup>(36)</sup>としている。

- ① 原則として、評価時点で保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合に取引相手先に支払うべき（又は受け取るべき）価額、いわゆる手仕舞コスト（キャンセル・コスト）を見積もる。
- ② 取引手数料等の付随費用は加味しない。
- ③ インターバンク市場等の気配値がある場合で売り気配と買い気配の幅が小さい場合にはそれらの仲値を使用してもよいが、幅が大きい場合には、資産は買い気配、負債は売り気配を使用することが望ましい。

---

(33) 金融商品会計実務指針第 54 項。

(34) 金融商品会計実務指針第 102 項。

(35) 金融商品会計実務指針第 103 項。

(36) 金融商品会計実務指針第 293 項。

- ④ 企業自体の信用リスク及び取引相手先の信用リスクは、原則として、時価評価にあたって加味する。
- ⑤ 流動性リスク等に重要性があれば考慮する。

#### 4 財務諸表等規則

金融商品取引法の適用を受ける上場会社が財務諸表を作成する際に従うべきものとして、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下「財務諸表等規則」という。）」があり、第8条の8「デリバティブ取引に関する注記」において、デリバティブ取引について、①取引の状況に関する事項（取引内容、取組方針、利用目的、リスクの内容、リスク管理体制等）及び②取引の時価等に関する事項（取引対象物の種類ごとの貸借対照表日における契約額・元本相当額、時価、評価損益及び時価の算定根拠）を注記することを求めている。これに関して、金融庁が公表している「財務諸表等規則の取扱いに関する留意事項について（財務諸表等規則ガイドライン）」があり、8の8-1-2において、デリバティブの時価は、「金融商品会計基準」に従って算定すると規定している。

以上のように、店頭デリバティブの時価は、「金融商品会計基準」に従って算定を行うが、具体的な時価評価の方法については、「金融商品会計実務指針」に規定がある。時価は「公正な評価額」と定義されており、店頭デリバティブの時価は、基本的に経営陣の合理的な見積りに基づく「合理的に算定された価額」によることとされ、一般的にプライシング・モデル等を使用して算定される。時価の考え方については、保守的な観点から「保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合の価額」としており、時価評価にあたっては信用リスク等の調整を考慮すべきとしている。



## 第2節 その他の規制等の概要

銀行等の会計上の処理を直接規定するものではないが、銀行等による処理に影響を及ぼすと思われる各種規制等について整理する。

### 1 新BIS規制

1988年にバーゼル銀行監督委員会は、銀行の自己資本比率についての国際基準であるBIS規制を公表した。自己資本比率規制は、銀行等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当な水準にあるかどうかをみる自己資本比率について行政当局が具体的係数を定め、その達成を銀行等に求めるものである。

2006年12月以降に施行されている新BIS規制<sup>(37)</sup>においては、信用リスクやオペレーショナル・リスクに対する資本計上の議論とともに、トレーディング勘定のポジションの健全な評価のために、トレーディング勘定のデリバティブ取引の評価において引当て（調整）を求めている。すなわち、プライシング・モデルによる時価評価を行う場合には、一層の保守的な処理を行うことが適当であり、その不確実性をカバーするために、評価について適切な調整が行われるべきであるとしている（パラ695）。この時価評価の調整については、信用リスク（Unearned credit spreads）、流動性リスク（Close-out costs）、オペレーショナル・リスク（Operational risks）、早期終了（Early termination）、資金の運用・調達コスト（Investing and funding costs）、将来の管理費用（Future administrative costs）、そして適当な場合にはモデル・リスク（Model risk）が最低でも行われることが求められている（パラ699）。

さらに、銀行は、デリバティブの時価評価において、流動性の低いポジションについては、評価額を引き下げる調整を行わなければならないとしてい

---

(37) 自己資本の測定と基準に関する国際的統一化：改訂された枠組み（International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards：A Revised Framework）。

る（パラ 700）。当初は「当局は・・・評価額の調整の要否の検討を銀行に求める。」となっていたものが、より保守的な処理を求める表現に変更されている。ただし、これらの調整は自己資本比率の算定に影響を与えるものであるが、財務会計基準に基づき行われている調整の額を超えることができる（パラ 701）としており、必ずしも財務会計での調整が求められているものではない。

## 2 公認会計士監査

公認会計士監査は監査基準に準拠して行われることから、会計士監査の対象となる納税者の会計処理等は、監査基準による影響を受けることとなる。

### （1）一般に公正妥当と認められた監査の基準

日本公認会計士協会が公表した監査基準委員会報告書第 24 号「監査報告」の付録 1 で、我が国において「一般に公正妥当と認められる監査の基準」として、①企業会計審議会から公表された監査基準、②日本公認会計士協会の指針（監査基準委員会報告書、監査委員会報告、業種別監査委員会報告、銀行等監査特別委員会報告、IT 委員会報告）及び③一般に認められる監査実務慣行が例示されている<sup>(38)</sup>。

### （2）デリバティブの時価評価

デリバティブの時価評価に関連する規定としては、銀行等監査特別委員会報告第 3 号「銀行等金融機関のデリバティブ取引の監査手続きに関する実務指針」第 6 項において、次のようにデリバティブの時価を検証するための手続が定められており、算出された時価評価額の合理性を確認するため、プライシング・モデルの前提条件や入力されるマーケット・データの合理性、信用リスクの調整の要否など様々な観点から検証が行われること

---

(38) なお、明確な監査の基準がない場合、監査人が監査を実施するに当たり、実務の参考になるものとしては、例えば、①日本公認会計士協会委員会報告に関する Q&A 又は解説、②日本公認会計士協会の委員会研究報告、③国際監査基準及び④監査に関する権威のある文献などがある。

となっている。

- ① 時価評価に関する銀行等金融機関の手続を理解する。デリバティブの評価に使われる公正価値が、その銀行等金融機関の承認されたデータ又は方法に基づき算定されていることを確かめる。(なお、一般的に、取引相手先からの情報のみで公正価値を決める方法は望ましくないことに留意する。)
- ② 銀行等金融機関の公正価値評価額と外部から公表された時価資料との比較を行い、銀行等金融機関の評価額と外部公表資料による評価額との乖離が合理的範囲内であることを確かめる。
- ③ イールド・カーブその他銀行等金融機関の評価モデルに入力されたデータと外部から得られた情報とを比較する。
- ④ 複雑なデリバティブや流動性の極めて低い商品の公正価値の見積りに用いられた前提条件については、必要に応じ、入力データの妥当性をスペシャリストの支援を得て検討する。
- ⑤ 公表された資料が入手できないような場合には、異なるディーラーから複数の時価数値を入手し、これを銀行等金融機関の時価と比較する。時価が取引相手先のディーラー以外から入手できないのであれば、取引相手先の権限ある代表者から正式な文書による時価評価額を入手する(取引相手先ディーラーのフロント・オフィスだけからの時価評価資料に依存することは望ましくない)。これらの手続に代えて、監査人は類似商品の時価と比較し、その差異の分析を行うこともある。
- ⑥ 監査人が独立した評価モデルを有している場合には、監査人が入手した金利等の基礎情報に基づく評価額と銀行等金融機関の評価額の比較を行い、銀行等金融機関による評価額と監査人による評価額との乖離が合理的な範囲内であることを確かめる。
- ⑦ 取引相手先の信用度と受入担保の評価額を考慮して、時価評価額から信用リスクに相当する減額が必要か否かを判断する。

### 3 金融検査

金融庁が行う金融検査のアプローチについて、日本公認会計士協会が公表した業種別監査委員会報告第18号「会計監査と金融検査との連携に関するガイドライン」第3項は、「金融検査の目的が金融システムの安定化のための金融機関の業務の健全性と適切性の確保であり、金融検査においては、自己責任原則に基づく内部管理・外部監査の状況を踏まえたプロセス・チェックを中心とした事後監視型チェックを行うこととしている。」としており、金融機関自身による内部管理及び公認会計士による外部監査が適正に行われているかを事後的に検査するものであるとしている。したがって、デリバティブの時価評価についても、「金融検査マニュアル」に従い、その評価に関わる手続きや内部管理体制等の検査を行うものであり、算定された時価評価そのものの合理性を直接的に検査するものではないと考えられる。ただし、新BIS規制の遵守の確認は金融検査を通じて行われることから、金融検査は銀行等金融機関が行う時価評価に対し一定の影響を及ぼすこととなる。

なお、「金融検査マニュアル」は、金融検査を行う検査官のためのものであるが、公表されており、金融検査における着眼点が示されているため、検査を受ける銀行等金融機関のリスク管理体制の整備等に影響を与えることとなる。

#### (参考) 日銀考査

日本銀行が金融機関に対して行う考査は、日本銀行が「日本銀行法」第37条（金融機関等に対する一時貸付け）、第38条（信用秩序の維持に資するための業務）及び第39条（資金決済の円滑に資するための業務）に定められた業務を適切に行うために、金融機関に立ち入り、その資産内容や各種リスクの管理などの経営実態を調査するものであるが、日本銀行と金融機関との契約（考査契約）に基づいて行われるという点で、行政権限の行

使として行われる金融庁の検査とは法的位置づけが異なる<sup>(39)</sup>。毎年公表されている「考査の実施方針等について」において、デリバティブの時価評価について特に記述はないが、考査における重点項目として信用リスク、市場リスク等の各種リスクの管理状況を種々の観点から検証することとなっている。

以上のように、各種規制等は銀行等金融機関の健全性を求めるものであり、一般的には、店頭デリバティブの時価評価においても保守的な処理を求めているものと考えられる。

### 第3節 税務上のデリバティブの時価評価の概要

#### 1 時価評価導入の経緯

デリバティブ等金融商品が高度化・オフバランス化していくにつれ、特に銀行等金融機関がトレーディング目的で保有するデリバティブ等について、取得原価会計により処理することの弊害が無視できなくなった。そのため、銀行等金融機関の業務の透明性を高めるとともに、経営の健全性の向上を図るため、平成8年6月「金融機関等の経営の健全性確保のための関係法律の整備に関する法律」により銀行法等が改正され、銀行等金融機関においては、平成9年4月からトレーディング（特定取引）勘定に区分経理するデリバティブ等について時価評価が導入された。これに対応して、税務上も租税特別措置法により、平成9年4月1日以後に開始する事業年度から、デリバティブ等を時価評価することを選択した場合には時価評価を認めることとした。

その後、企業会計において法人が行うデリバティブ取引について時価評価が導入されるのに併せ、税務においても、デリバティブ取引等を利用した租税回避の問題が多数指摘されていたため、平成12年度税制改正により、平成

---

(39) 日本銀行ホームページ (<http://www.boj.or.jp/oshiete/pfsys/04101003.htm>)。

12年4月1日以後に開始する事業年度から、法人税法においてデリバティブ等金融商品の時価評価が導入された（上記租税特別措置法の規定は廃止）。これにより、銀行等金融機関だけではなく、一般事業法人においてもデリバティブ等について時価評価を行うことが可能となった。

## 2 デリバティブの時価評価に関する規定

法人税関係法令・通達におけるデリバティブの時価評価に関する主な規定は次のとおりである。

### (1) 時価評価

デリバティブについては、法人税法第61条の5（デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入等）において、「デリバティブ取引のうち事業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、その時ににおいて当該未決済デリバティブ取引を決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。」と時価評価が規定されている。時価については、「決済したものとみなして」と「みなし決済」という概念が使用され、またその時価は財務省令において定められている方法により算出するとしている。

なお、旧租税特別措置法第67条の9において、既に「みなし決済」という概念は使用されており、これは平成8年に改正された旧銀行法第17条の2（特定取引勘定）第3項の「特定取引のうち大蔵省令で定めるもので営業年度終了の時ににおいて決済されていないものがあるときは、当該特定取引を当該営業年度終了の時ににおいて決済したものとみなして、当該営業年度の損益を計算しなければならない。この場合において、当該特定取引について当該営業年度の利益又は損失とすることを相当とする額は、大蔵省令で定めるところにより算定するものとする。」という規定に合わせた<sup>(40)</sup>も

---

(40) 国税庁『平成9年改正税法のすべて』198頁。

のであり、銀行法上及び税務上共通の概念であったものである。税務上は、法人税法にこの概念を引き継いでいるが、銀行法におけるこの規定はその後削除されている。現行銀行法令には時価評価を直接定める規定はなく、銀行法施行規則第13条の6の3（特定取引勘定）第5項において、「事業年度終了の時ににおいて決済されていないものに係る利益相当額又は損失相当額の計算については、・・・その会計を適正に処理するために必要な措置を講じなければならない。」と規定するなど、現状、銀行法令は適切な時価評価を求めることを規定するものとなっている。

## （2）時価評価の方法

時価評価の方法については、法人税法施行規則第27条の7（デリバティブ取引の範囲等）第3項に規定があり、店頭デリバティブについては、①「取引により当事者間で授受することを約した金額を現在価値に割り引く合理的な方法」及び②「取引に係る権利の行使により当事者間で授受することを約した金額、権利の行使に係る指標の数値及び指標の予想される変動率を用いた合理的な方法」により時価を算出するとしており、これらの方法は、「金融商品会計実務指針」に規定されている①割引現在価値による方法及び②オプション価格モデルによる方法である。この点に関しては、法人税基本通達2-3-39（みなし決済金額）においても、使用する時価評価の方法を「見積将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く方法、オプション価格モデルを用いて算定する方法その他合理的な方法で、法人があらかじめ定めている方法」としている。

第1章で指摘したように、現実には時価評価等のために納税者によって様々なプライシング・モデルが使用されており、また時価算定のために適用する市場金利、ボラティリティ等のマーケット・データにも選択の幅があることなどから、税務上は割引現在価値による方法等あらかじめ定めた合理的な方法を使用して時価を算定することを規定しているにとどまっており、租税負担に幅を認める結果となっている。また、法人税関係法令等に時価評価の調

整に関する規定はなく、その取扱いは明確になっていない。

## 第4節 時価評価における問題点

### 1 会計上の「時価」

デリバティブの「時価」については、国際会計基準や米国会計基準<sup>(41)</sup>と同様、会計上「公正な評価額」という概念を採用している。これは、デリバティブ等の時価が、「市場価格に基づく価額」のほか、市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」を含むためである。

店頭デリバティブの「時価」について、「金融商品会計実務指針」は、市場デリバティブに比べ流動性が低く保守的な評価が必要と考えられるため、「保有するデリバティブ取引を解約すると仮定した場合の価額」としている。なお、時価評価に対する調整として、信用リスクは原則見積もるほか、重要性があれば流動性リスク、モデル・リスク等も考慮すべきとしている。このように、「時価」を「取引を解約すると仮定した場合の価額」としているものの、実際の時価評価額はプライシング・モデルを使用し将来の各種リスク及びコストの調整を行った理論的な計算結果であり、合理的という判断のもと様々な異なる結果が導かれる可能性がある。

### 2 税務上の「時価」

法人税法上は、デリバティブの「時価」を「決済したものとみなして財務省令で定めるところにより算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」

---

(41) 国際会計基準では IAS32 号、米国会計基準では SFAS107 号において、金融商品の時価について「公正価値 (fair value)」という概念を示している。

International Accounting Standards Committee (IASC), International Accounting Standard (IAS) No. 32, Financial Instruments : Disclosure and Presentation, 1995  
Financial Accounting Standards Board (FASB), Statement of Financial Accounting Standards (SFAS) No. 107, Disclosure about Fair Value of Financial Instruments, 1991



と規定し、「みなし決済」という概念を採用しているが、法人税関係法令・通達において規定する店頭デリバティブの時価評価の方法は、「金融商品会計実務指針」が規定している割引現在価値による方法等と同じである。したがって、デリバティブの時価評価において、税務上は、基本的に会計上規定されている方法を受け入れているものと考えられるが、当然のことながら銀行等金融機関が行ってくる様々な異なる会計上の処理を税務上そのまま認容するものではない。

この点について、水野忠恒教授は、「法人税法は、所得の基本的計算の仕組みについては、企業会計のルールを用いるのであるが、すべての企業の会計慣行が認められることを意味するのではない。企業会計、法人税法、商法・会社法、さらに証券取引法（金融商品取引法）は、それぞれ独自の計算目的をもつからである。・・・企業会計においては合理的な予測や蓋然性で足りるのであるが、法人税法においては、不確実なルールは適正とはされない。・・・また、会計ルールに認められる裁量は、租税行政においては許されないものである。」<sup>(42)</sup>としている。

### 3 時価評価における問題点

会計上の時価である「解約すると仮定した場合の価額」と税務上の時価である「決済したものとみなして・・・算出した利益の額又は損失の額に相当する金額」という用語の違いに何らかの差異を見出し、税法独自の時価概念があるとするアプローチをとることは適当ではない。会計と税務は目的が違うことから、同じ規定振りであってもその合理性の程度が異なる結果、それぞれの時価評価額が異なるのは当然であるとすることも考えられる。しかしながら、「合理性」を問題にする場合、その範囲は相当の幅を持つことになることから、税務当局が納税者の採用する時価評価の方法に「合理性」がないことを証明することは非常に困難な作業となる。

---

(42) 水野忠恒『租税法〔第3版〕』337頁・338頁（有斐閣、平19）。

現状会計上の時価と税務上の時価の差異は、主として時価評価の調整に関するものであるが、税務上はこの時価評価の調整の取扱いについて特に規定を置いていない。法的安定性及び予測可能性の確保という観点からは、税務上異なる取扱いをするためには、それらについて具体的な規定等を設ける必要があり、この時価評価の調整の問題も含め、店頭デリバティブの時価評価について、税務としての考え方を明確にする必要があるのではないかと考える。

## 第3章 米国判例におけるデリバティブの時価評価に係る問題点<sup>(43)</sup>

銀行等金融機関が行うデリバティブの時価評価に関する米国内国歳入法上の規定について概観したのち、銀行が行った金利スワップの時価評価の適否が争点となった米国判例を通じ、店頭デリバティブの時価評価における具体的な問題点の抽出及び検討を行う。

### 第1節 米国内国歳入法における時価評価の規定

銀行等金融機関が行うデリバティブの時価評価については、米国内国歳入法第475条（有価証券ディーラーの時価会計方法）<sup>(44)</sup>に規定されている。第475条は、有価証券ディーラー（dealer in securities）というデリバティブ等有価証券の売買を行う主体に着目し、当該有価証券ディーラーが保有する有価証券について時価評価を求める規定である。

この他に、デリバティブの時価評価に関しては、第1256条（時価評価される第1256条契約）という商品に着目した規定があるが、この両規定の関係については、第475条(d)において、第1256条の規定は第475条が適用される有価証券ディーラーの保有する有価証券には適用されないと整理されている。

#### 1 規定の概要

第475条(a)において、有価証券ディーラーは、①保有する棚卸商品である有価証券については、公正市場価値（fair market value）で評価し、②保有する棚卸商品ではない有価証券で、課税年度末において保有するものにつ

---

(43) このテーマを取り扱ったものとして、関本大樹「米国における金利スワップ取引の税務上の時価評価に関する論点について—企業会計と税務会計との調整上の留意点—」税大ジャーナル6号40頁以下（平19）がある。

(44) The Revenue Reconciliation Act of 1993 により制定。

いては、当該有価証券を課税年度の最終営業日において公正市場価値で売却されたものとして損益を認識し、課税所得の計算に含めなければならないと規定し、有価証券ディーラーに対しその保有する有価証券について、公正市場価値で時価評価することを求めている。ただし、投資のために保有している有価証券や時価評価の対象とならない有価証券のヘッジとして保有している有価証券など一定のものについては、第475条の規定は適用されないこととされている（第475条(b)）。

デリバティブ等のオフバランス取引については、②の棚卸商品ではない有価証券に該当し、課税年度末に保有するものについては「公正市場価値で売却されたものとして」時価評価することとなる。「公正市場価値」については、本条に規定はなく、判例等によって決定することとなる。

## 2 有価証券の意義

有価証券 (security) は、①株式、②パートナーシップ、受益者利益持分又は信託、③手形、社債等の債券、④金利、通貨等に係る想定元本契約、⑤①～④に係るオプション、先渡契約等の金融派生商品等、及び⑥①～⑤に係るヘッジ取引等として定義されており（第475条(c)(2)）、スワップ、オプション等のデリバティブが含まれる。

## 3 有価証券ディーラーの意義

有価証券ディーラー (dealer in securities) は、通常取引又は事業の過程において、顧客との間で経常的に、①有価証券を売買する納税者、又は②有価証券のポジションの契約、引き受け、相殺、割当てあるいは終了の申し込みを行う納税者と定義されており（第475条(c)(1)）、銀行等の金融機関だけではなく、デリバティブを含む有価証券を経常的に売買する者が対象となる。

## 4 その他

財務長官は、公正市場価値による評価を行うために必要な規則を定めることができる旨規定されている（第 475 条(a)）が、次章で触れる 2007 年 6 月にセーフハーバー規則が発出されるまで、この規定を具体的に適用するための指針等は発出されていなかった。

### 第 2 節 米国判例の概要

日本においては、デリバティブの時価評価の適否そのものが正面から争われた裁判例はないが、米国では 10 年以上にわたり銀行が行った金利スワップの時価評価の適否が裁判で争われている JP Morgan Chase 事件（第一審時は合併前の Bank One 事件）がある。

本件裁判の経過及び各裁判所における判決の概要を概括するとともに、デリバティブの時価評価に一定の指針を示した第一審租税裁判所の判決の意義等について検討する。

#### 1 裁判の経過及び意義

本件裁判は、納税者が金利スワップの期末時価評価にあたって税務上行った信用リスク及び将来の管理費用に係る時価評価の調整を米国内国歳入庁が「利益の繰延べ」にあたるとして否認した課税処分を争うものである。

第一審である租税裁判所は、税務上それらの調整は認められるとして内国歳入庁の処分を退ける一方、納税者が行った調整額の算出方法も適切ではないと結論付け、租税裁判所が独自に提示した方法により両者に再計算させ、最終的に内国歳入庁の行った計算結果を認めた。納税者が不服であるとして控訴した控訴審である巡回裁判所は、納税者は調査において十分な資料を提出しておらず、このような状況で行った内国歳入庁の処分に対する租税裁判所の判決には法令の適用誤りがあるとして、租税裁判所に事案を差し戻した。事案を差し戻された租税裁判所は、納税者が調査において内国歳入庁に提出

した記録の信頼性は不十分であり、内国歳入庁の行った計算結果は恣意的又は違法ではないと結論付け、内国歳入庁の計算結果を採用する判決を再度出した。これに対し納税者は再度控訴し、現在巡回裁判所において裁判が継続中である。

租税裁判所においては、金利スワップの時価評価の適否そのものが争点となり、膨大な資料、証人の証言をもとに判決が出されたが、控訴審及び差戻し審においては、法令の適用の問題に焦点が移っている。租税裁判所が判示した信用リスク及び将来の管理費用に係る調整額の算出方法等デリバティブの時価評価の問題については、現状まだ確定したものではないが、裁判における納税者及び内国歳入庁の主張並びに租税裁判所の判決内容は、店頭デリバティブの時価評価における問題点を抽出し検討する上で参考となるものである。

## 2 租税裁判所判決 (Bank One 事件)<sup>(45)</sup>の概要

### (1) 内国歳入庁による処分の概要<sup>(46)</sup>

本件納税者は、金利スワップの期末時価評価にあたり、契約に係る将来キャッシュ・フローについてミッド・レートを使用したイールド・カーブに基づき割引現在価値を算出した後、時価評価の調整として信用リスク及び将来の管理費用の調整を行っていた<sup>(47)</sup>。これについて、内国歳入庁は、内国歳入法第 446 条 (会計方法の一般ルール)<sup>(48)</sup>の規定を適用し、金利スワップの時価評価にあたり信用リスク等の調整を行い、所得を繰り延べる

---

(45) 2003 年 5 月 2 日租税裁判所判決 “Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue”, Nos. 5759-95 & 5956-97。

(46) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, p.182.

(47) この処理に関しては、第 1 章第 2 節「1 割引金利と時価評価の調整との関係」を参照のこと。

(48) 課税所得は、納税者が通常会計帳簿作成にあたって採用している会計処理基準によって計算しなければならないが、採用された会計処理基準が所得を明確に反映していない場合には、内国歳入庁が所得を明確に反映する方法により課税所得の計算を行うことができる旨規定している。

ことは適当ではなく、納税者の採用している会計方法は所得を明確に反映していないとして、これを否認する課税処分を行ったものである。

## (2) 裁判における争点

本件裁判の主要な争点は、金利スワップの期末時価評価において、会計上時価評価の調整として所得から控除することが認められている信用リスク及び将来の管理費用の調整が、内国歳入法上も認められるかという点にあった。しかしながら、租税裁判所がこれらの調整の必要性を認める考えであったことから、裁判では、内国歳入庁はその必要性について一定の理解を示した上で、納税者が行った調整額の算出方法を認めることはできないというスタンスに変更している。

## (3) 判決

租税裁判所は、「納税者が採用する税務上の時価評価方法は、次の九つの理由によりスワップに係る所得を明確に反映していない」と結論付けた。すなわち、当該評価方法は、①スワップを課税年度末において評価していない、②不良債権化しているスワップ (nonperforming swaps) に適用していない、③契約両当事者の信用度を反映していない、④ネットィング契約やその他の信用補強手段の適用可能性を反映していない、⑤信用リスクの調整を確認するのが1ヶ月遅れである、⑥信用リスクの調整を確認する手続が動的というより静的である、⑦既に存在していないスワップについても信用リスクの調整を行っている、⑧将来の管理費用の調整を、増加コスト (incremental cost) を使用して行っていない、そして⑨信用リスク及び将来の管理費用の調整をポートフォリオ全体について一括で行っており、個々のスワップ毎に行っていないというものである<sup>(49)(50)</sup>。

租税裁判所は、納税者が行った時価評価に、評価の時期や対象などに明らかに不適切な点があることを指摘しつつ、信用リスクの調整については、ネットィング契約などの信用補強手段を考慮すべきことなど、また将来の

---

(49) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, pp. 330-331.

(50) 関本・前掲注(43)、43頁。

管理費用については、一般的な総費用のような固定費用ではなく、新規のスワップ契約により増加することとなる費用を基礎として計算すべきことなど、税務上認められる調整額の算出方法を判示している。なお、税務上調整を認める基準については特に考え方は示されていない。

一方、内国歳入庁の処分に関しても、「公正市場価値を算出するためには、各スワップのミッド・レートによる評価について信用リスク及び将来の管理費用の調整を行う必要があるが、内国歳入庁の主張する方法はそれを反映したものとはなっておらず、スワップに係る所得を明確に反映していない」と結論付けた<sup>(51)</sup>。

本判決において、租税裁判所は、納税者及び内国歳入庁に対して、①信用リスクの調整については、ネットィング契約などの信用補強手段を十分考慮し、契約両当事者の信用度を反映させること、また②将来の管理費用の調整については、新規のスワップ契約により増加することとなる費用を基礎として計算することにより、スワップの所得について再計算を行うよう指示した<sup>(52)</sup>。

納税者及び内国歳入庁は、租税裁判所の指示に従い、それぞれ1年半以上の期間をかけて、スワップの所得の再計算を行い提出した。しかしながら、記録の制約や取引の複雑さのため、両者は租税裁判所の全ての要求に応じることはできなかった。例えば、納税者が締切日を早め、12月20日頃時価評価を行っていたため、課税年度の最終営業日である12月31日現在のスワップの価値の再構築及び計算を行うことはできなかった。その後、租税裁判所が、内国歳入庁による再計算の結果をそのまま採用し、700万ドルを超える税金を支払うよう決定したため、納税者は、これを不服として第7巡回裁判所に控訴した<sup>(53)</sup>。

---

(51) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, p. 331.

(52) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, p. 331.

(53) JP Morgan Chase & Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F.3d 564, p. 567.



### 3 第7巡回裁判所判決（JP Morgan Chase 事件）<sup>(54)</sup>の概要

控訴審である第7巡回裁判所は、租税裁判所が納税者の採用する時価評価方法を金利スワップの所得を明確に反映していないとして却下した点について、納税者の行った時価評価が課税年度の最終営業日に行われたものでない点など様々な欠陥を有していることを指摘し結論付けたものであり、また裁判で証言を行った専門家も租税裁判所のこの結論を支持していることから、租税裁判所の結論に明らかな誤りはないと判断し、租税裁判所による却下を支持した<sup>(55)</sup>。

租税裁判所が内国歳入庁の主張する時価評価方法も金利スワップの所得を明確に反映していないとして却下した点については、法律の適用に誤りがあるとして、租税裁判所による却下を無効とした。すなわち、内国歳入法第446条（会計方法の一般ルール）(b)項は、「納税者によって使用されている方法が明確に所得を反映していない場合、課税所得の計算は、内国歳入庁が所得を明確に反映するような方法で行われなければならない」と規定しており、本条項は、本件のような場合には内国歳入庁の時価評価方法に従うことを求めているというものである。ただし、内国歳入庁が無制限の裁量を有していることを意味しているわけではなく、最高裁判所は、「内国歳入庁の解釈は、明らかに違法でないか又は明らかに恣意的でなければこれを無視することはできない」としており、これを基準として検討する必要があるとしている。このように、租税裁判所は、内国歳入庁の時価評価方法が所得を明確に反映しているかどうかを検討するのではなく、内国歳入庁の時価評価方法が明らかに違法又は恣意的であるかどうかを検討することを求められていたとして、この点について検討するよう租税裁判所に事件を差し戻す決定を行った<sup>(56)</sup>。

---

(54) 2006年8月9日第7巡回裁判所判決“JP Morgan Chase & Co. v. Commissioner of Internal Revenue”, Nos. 05-3730 & 05-3742。

(55) JP Morgan Chase & Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F.3d 564, p. 569.

(56) JP Morgan Chase & Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F.3d 564, pp. 570-572.

#### 4 差戻し審判決の概要

差戻し審において、租税裁判所は、更正通知が出される前に納税者が内国歳入庁に提出した記録に十分な信頼性がないことを考慮すれば、内国歳入庁の時価評価方法は違法又は恣意的ではないと結論付け、内国歳入庁の計算結果を採用する判決を再度出した<sup>(57)</sup>。

### 第3節 時価評価を巡る争点についての検討

本件裁判においては、納税者が行った時価評価が課税年度末時点のものでなかったことや納税者が時価評価に関する十分な記録を保存し、提出しなかったことが判決に大きく影響している。租税裁判所で争点となった事項について検討を行う。

#### 1 「公正価値」と「公正市場価値」

会計上 (U. S. GAAP: 米国の「一般に公正妥当と認められた会計原則」) の「公正価値 (fair value)」と税務上 (内国歳入法第 475 条) の「公正市場価値 (fair market value)」が同じものであるかどうかという争点である。納税者は、両者は同じものであることから、自身が行ったスワップの時価評価は税務上も認められるべきであると主張した。

この点について、租税裁判所は、会計上の「公正価値」と税法上の「公正市場価値」とは、次の点で異なる (公正価値の方が概念的には広く、公正市場価値を含むものである) として、納税者のスワップの「公正価値」は当該スワップの「公正市場価値」と同じではないと結論付けた<sup>(58) (59)</sup>。

- ① 「公正市場価値」が、自発的な買い手と自発的な売り手が評価される資産についてすべての事実を合理的に知っていることを求めているのに対し

(57) Tax Notes Today, 2008. 2. 28.

(58) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T. C. 174, pp. 308-310.

(59) 関本・前掲注(43)、45頁・46頁。

て、「公正価値」は、両者にそのような知識を有していることを求めておらず、単に当事者が自発的に売買を行うことを想定しているのみである。

② 「公正市場価値」が、自発的な買い手と自発的な売り手が対象となっている資産について売買を強制されていないことを求めているのに対して、「公正価値」は、単に当該資産が強制売却又は清算の対象となっていないことを求めているのみである。

③ 「公正市場価値」が、自発的な買い手や自発的な売り手を実際に存在する者というよりも仮想的な者として考えるとともに、評価される資産が最善かつ最良の状態で使用されるものとして評価されなければならないことを求めているのに対して、「公正価値」の定義にはそのような要件ない。

この点に関連して、巡回裁判所は、次のような最高裁判所の判決（Thor Power Tool Co. v. Commissioner of Internal Revenue）を引用し、納税者が採用する時価評価方法が会計上の「公正価値」を生み出しているという事実だけでは不十分であり、裁判所は、税務上の「公正市場価値」を生み出していることを確認しなければならないとした<sup>(60)</sup>。

「会計士は、長い間「GAAP（一般に公正妥当と認められた会計原則）」が同一の取引について同一の会計上の取扱いを保証する権威のある一連のルールからはほど遠いものであることを認識してきた。「GAAP」は、むしろ経営者に対して選択の余地を残すように合理的な取扱いの幅を認めている。この種の多様性は、財務報告においては許容されるに違いないが、同様な状況にある納税者が同じ税金を払うことをできる限り確保することを意図している租税制度においては疑問の余地がある。」

租税裁判所は、「公正価値」と「公正市場価値」の定義等を詳細に検討しその違いを明らかにすることにより、両者が異なるものであるという結論を導いているが、その違いは概念的なものであり、実際の取引へ適用した場合その違いが明確ではないように思われる。一方、巡回裁判所は、会計及び税務

---

(60) JP Morgan Chase & Co. v. Commissioner of Internal Revenue, 458 F.3d 564, p. 569.

のそれぞれの目的の違いに着目し、「公正価値」と「公正市場価値」は異なるものであるとしており、同じ結論であるとしても、このようなアプローチの方向がその違いがより明確であると考えられる。

## 2 「仲値方式」と「調整仲値方式」

当時、時価評価の方法としては、内国歳入庁が主張するミッド・レートによる評価方法である「仲値方式 (Midmarket method)」と納税者が時価評価に使用したミッド・レートによる評価の後時価評価の調整を行う「調整仲値方式 (Adjusted Midmarket Method)」の両方が使用されていたが、時価評価の調整方法については、市場にその基準となるものはなかった<sup>(61)</sup>。

納税者の主張は、「仲値方式」による評価は、単にスワップ取引に係るキャッシュ・フローの受払い額の価値を求めるものであり、「調整仲値方式」により当該スワップ取引から生じる将来のリスク及びコストを見積もらなければ、その価値が過大に評価されるというものである。一方、内国歳入庁の主張は、実際の取引において「調整仲値方式」のように仲値を基準に調整額を考慮して価格等を決定するというようなことが行われていなかったことが背景にある<sup>(62)</sup>。

租税裁判所は、裁判において証言等を行ったすべての専門家が信用リスク及び将来の管理費用の調整を行った「調整仲値方式」による評価を認めたことから、内国歳入庁の主張する「仲値方式」を採用しなかった。

我が国においても、会計上の「公正価値」を算出するためには時価評価の調整が必要とされており、会計上「調整仲値方式」が受け入れられている。現状、納税者は基本的に時価評価の調整を税務上損金として処理していないが、税務上損金処理を認めるためには、時価評価の各調整項目について、損

---

(61) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, pp. 221-222.  
このほかに、ビッド・レート及びオファー・レートによる評価方法である「買い呼び値・売り呼び値方式 (Bid-Ask Method)」も使用されていた。本章における各方式の日本語訳については、関本・前掲注(43)によった。

(62) 関本・前掲注(43)、49頁。

金処理を認める合理性の有無や調整額の算出方法について検討していく必要がある。時価評価の調整を税務上一切認めず、「仲値方式」の使用を強制する合理的な理由はないと考えられる。

### 3 信用リスクの調整

スワップの「公正市場価値」を算出するためには、時価評価に信用リスクの調整を反映させる必要があると主張する納税者に対し、内国歳入庁も、①取引相手の信用格付けが納税者より低い場合及び②取引相手はその低い格付けを解消するために担保等の信用補強手段を講じることに同意していない場合には、「公正市場価値」を算出するために信用リスクの調整を行う必要があることを認めたが、その場合でも、内国歳入法第 475 条において認められる信用リスクの調整は、市場のベンチマークに基づくものでなければならないと主張した<sup>(63)</sup>。

租税裁判所は、信用リスクの調整について、取引相手の信用力を増加又は減少させる全ての事実及び状況を考慮するものであり、現実の取引相手のそれぞれの信用力に応じスワップの仲値による評価に対する変化を適切に反映するものである限り必要であると判示した。内国歳入庁が主張する市場のベンチマークの使用については、現実の取引相手毎に個々のスワップを評価しなければならないので、その使用は不可欠ではないとした<sup>(64)</sup>。

租税裁判所は、その判決において、信用リスクの調整額の算出にあたっては、取引相手の信用力を判定する場合の重要な要素である担保やネットィング契約等の信用補強手段を考慮すべきことや契約両当事者の信用度を反映させることなどを求めている。租税裁判所が判示したこれらの事項は、調整額を税務上受け入れるために必要な合理性を持たせるものであり、税務上の指針を示したものとして評価できる。しかしながら、確立された信用リスク調整額の算定方法がない状況においては、取引相手の信用力をどのように評価

---

(63) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, p. 318.

(64) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, pp. 318-319.

するかなど信用リスクの評価そのものに依然恣意性や裁量可能性の問題が存在する。

#### 4 将来の管理費用の調整

スワップの「公正市場価値」を算出するためには、信用リスクの調整と同様に、将来の管理費用も考慮しなければならないと主張する納税者に対し、内国歳入庁も、将来の管理費用が価値に影響を与えることを認め、「公正市場価値」を算出するために将来の管理費用の調整を行う必要があることを認めた。ただし、その場合でも将来の管理費用の調整は、市場データから得られる範囲でのみ認められると主張した<sup>(65)</sup>。

租税裁判所は、将来の管理費用の調整について、その必要性を認めたが、納税者が採用した調整額の算定方法は適当ではないとした。すなわち、納税者は、将来の管理費用の調整額を算出するにあたり、その一部として他の部門の一般管理費用を含めるなど完全配賦コスト (fully allocated costs) を使用しているが、裁判所が指名した専門家は、スワップの価値に影響を与える管理費用はスワップ取引を行うために増加するコスト (incremental costs) 部分のみであると証言し、租税裁判所もこれに同意した。一般管理費用は、新しいスワップ取引を行うかどうかにかかわらず発生する費用であり、固定費としての性格を有するのに対し、増加コストはスワップ取引を行うために追加的に発生する費用であり、これを調整額の算出において使用すべきとした。なお、納税者は、市場データではなく、納税者自身のコストを使用して調整額を算出していたが、これについては、内国歳入法第 475 条の適用上認められるとした<sup>(66)</sup>。

将来の管理費用の調整額の算出にあたり、取引に関連する費用をどのようにとらえるか、あるいはどのように配賦計算を行うかにより様々な異なる結果を導くことが可能である。例えば、取引の管理を行っている事務部門等の

---

(65) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, p. 327.

(66) Bank One Corp. v. Commissioner of Internal Revenue, 120 T.C. 174, pp. 327-328.

費用のみを対象とするのか、あるいはすべての部門に関与する経理・法務部門等の費用まで配賦し対象とするのかにより調整額は異なり、また調整額の計算においては何らかの配賦計算が必要となるが、それをどのように行うかによっても調整額は異なる。また、ここで指摘されているように増加コストのみを対象とするのかどうかによっても大きく結果が異なる。

調整額の算出において、増加コストを使用するという指摘は、一定の制限をかけるものとして有効であり、税務上の指針を示したものとして評価できる。しかしながら、そもそも将来の管理費用がスワップの価値に影響を与えるとしている点については、納税者の事務効率や調整額の見積り方法の違いにより価格が異なることを意味することになるのではないかという疑問が生じる。

#### 第4節 小括

本件裁判においては、スワップの時価評価における問題点として、時価評価における調整項目としての信用リスク及び将来の管理費用の控除の可否及び算出方法が争点となった。第一審である租税裁判所は、税務上それらの調整は認められるとして内国歳入庁の処分を退ける一方、納税者の調整額の算出方法も適切でないと結論付けた。信用リスクの調整については、担保やネットティング契約などの信用補強手段を考慮すべきことなどを、また将来の管理費用については、一般的な総費用のような固定費用ではなく、新規のスワップ契約により増加することとなる費用を基礎として計算すべきことなどを判示している。

租税裁判所の判断は、会計上行われている信用リスク等の調整が税務上も時価評価において認められる性格のものであるとした上で、税務上の時価評価の調整という目的を達成するために必要な調整額のあり方を示唆するものであり、会計上の処理をそのまま認めるのではなく、税務上認められる調整額の算定方法を示している点において一定の評価を行うことができる。しかしながら、会計上は保守的な観点から様々な調整を行うことが認められているが、本件裁

判において、税務上調整を認めるか否かの具体的な基準についての検討が示されておらず、会計上の調整の必要性を税務にもそのまま適用しているように思われる点で問題があるものと考えられる。



## 第4章 米国の時価評価に関するセーフハーバー規則の概要

米国内国歳入庁は、2007年6月、デリバティブの時価評価という困難な問題に対する新たなアプローチとして、一定の条件のもと納税者が行った財務会計上の時価評価を税務上も認めるセーフハーバー規則を発出したが、その内容及び有効性等について検討する。

### 第1節 セーフハーバー規則制定の経緯

財務省と内国歳入庁は、前章の事件における第一審租税裁判所の判決直後の2003年5月5日に、第475条の適用において納税者の会計処理を税務上認めるためのセーフハーバーを規定することについてコメントを求めるため、規則制定案の事前通知「特定の有価証券及び商品に係る第475条に基づく評価の法定要件を満たすためのセーフハーバー」<sup>(67)</sup>を公表しており、本セーフハーバー規則の制定に当該事件の裁判が影響しているものと考えられる。

その後、2005年5月24日に、セーフハーバーの内容についてコメントを求めるため、規則制定案の通知「第475条に基づく評価のためのセーフハーバー」<sup>(68)</sup>を公表し、出されたコメントや公開ヒアリングなどの検討を経て、2007年6月12日、一定の条件のもと財務会計上の時価評価を税務上も認めるセーフハーバーを定めた財務省規則1.475(a)-4(評価に関するセーフハーバー)を発出した。これにより、納税者及び税務当局双方の時価評価という困難な問題に対処

---

(67) Advance Notice of Proposed Rulemaking “Safe Harbor for Satisfying Statutory Requirements for Valuation under Section 475 for Certain Securities and Commodities” (REG-100420-03), 68 Fed. Reg. 23632, IRS Announcement 2003-35, 68 Fed. Reg. 23632, 2003-21 I.R.B. 956 (2003).

(68) Notice of Proposed Rulemaking and Notice of Public Hearing “Safe Harbor for Valuation under Section 475” (REG-100420-03), 70 Fed. Reg. 29663, 2005-24 I.R.B. 1236 (2005).

する負担を軽減するため、大幅に現行の納税者の処理を認める方向に転換を図ったものと考えられる。

## 第2節 セーフハーバー規則の概要

本規則は、「適格納税者がその適用可能な財務諸表における適格ポジションを評価するために適格な方法を使用する場合、適格納税者がその適格ポジションに対して割り当てた価値は、その価値が他の内国歳入法の適用上は公正市場価値ではないとしても、第475条の適用上は公正市場価値である。」としているように、時価評価の規定である内国歳入法第475条を適用するに当たってのセーフハーバーを定めるものである（規則1.475(a)-4(b)）。

### 1 対象者

第475条に関する規則として制定されており、適格納税者として、第475条に規定される有価証券ディーラーが対象となる（規則1.475(a)-4(c)）。

### 2 時価評価の方法

#### (1) 一般的な要件

財務会計上の時価評価を税務上も認めるための一般的な要件として、①米国の「一般に公正妥当と認められた会計原則」(U. S. GAAP) に従った評価基準を使用すること、②時価評価損益を損益計算書に計上すること、③課税年度の最終営業日を含め年一度以上時価評価することなどをあげている（規則1.475(a)-4(d)(2)）。②の損益計算書への時価評価損益の計上については、米国においては、財務会計と税務会計との一致を必ずしも求めていることから、損益計算書への計上を義務づけることによる緊張感が税務上の評価の信頼性を高めるために必要としている。

#### (2) 制限

時価評価の方法としては、ミッド・レートにより評価した後に、時価評

価の調整を行うという方法を使用すべきとしており、ビッド・レート又はオファー・レートによる評価は認めないとしている（規則 1.475(a)-4(d)(3)）。

これは、金融機関に代表される有価証券ディーラーは、通常その業務において、取引相手との間で契約したデリバティブ取引等に係るポジションを他の取引相手と間でその反対のポジションに係るデリバティブ取引等を行うことによって一定の利益を確定させるという手法をとっており、同一のデリバティブ取引等の資産と負債の両方のポジションを保有している場合に、資産と負債に別個のビッド・レート及びオファー・レートを適用すると本来なら相殺しあう損益が相殺しきれなくなる場合が生ずるためである。

本規則にある事例（規則 1.475(a)-4(d)(4)）においては、この点に関連して、デリバティブについてミッド・レートで評価し、それからデリバティブの売いか買いかのポジションに応じ、ビッド・レートとミッド・レートの差又はオファー・レートとミッド・レートの差を調整することは、ビッド・レート又はオファー・レートで評価することを禁じたルールに違反するとしている。一方、デリバティブについて同じようにミッド・レートで評価した後、それから信用リスク、将来の管理費用及びモデル・リスクを含むすべてのリスクとコストを調整し算出された評価がビッド・レート又はオファー・レートによる評価に近いものとなるケースもあるが、これについては、直接ビッド・レート又はオファー・レートで評価することを禁じたルールに違反しないとしている。これは、直接ビッド・レート又はオファー・レートで評価することは認められないが、信用リスク等の調整により、ビッド・レート又はオファー・レートに近似した評価になることは認めるというものである。

なお、時価評価の調整として、信用リスク、将来の管理費用、モデル・リスクなどを認めるとしている（規則 1.475(a)-4(d)(3)(iii)）が、具体的な算定方法については規定されていない。ただし、時価評価の調整の対

象となるリスク及びコストについては、直接であれ間接であれ、重複して調整することは禁じている。

内国歳入庁は、本規則において、税務上も時価評価の調整を認めるというスタンスをとっており、ミッド・レートによる評価を行ったのち信用リスク等の調整を行うというプロセスをとらせることにより、リスク及びコストが重複して控除されないよう担保している。

### 3 選択及び無効の手続き

適格納税者は、内国歳入庁に対し、選択が初めて有効となる課税年度の連邦税務申告書とともに、本条に基づくセーフハーバーを選択した旨を宣言する文書を提出しなければならない。一旦選択すれば、無効にならない限り、その後のすべての年度に適用される。納税者は、内国歳入庁の同意がなければ選択を無効とすることはできないが、内国歳入庁は、納税者が記録の保存及び提出義務に従わなかったような場合には、無効とすることができる。一旦無効となった場合には、無効となってから6年経過した年度において内国歳入庁の同意があれば再度選択することができる。(規則 1.475(a)-4(f))

### 4 記録の保存及び提出

適格納税者は、記録及び帳簿を保存し、内国歳入庁の要請があれば適時に提出する義務を負う。納税者は、内国歳入庁が文書で延長を認めた場合を除き、内国歳入庁の要請があつてから30日以内にすべての文書を提出しなければならない。納税者が記録等を保存しなかったり、適時に提出しなかった場合には、内国歳入庁がセーフハーバーの選択を無効とすることができるほか、内国歳入庁が財務諸表に使用されている価値とは異なる「公正市場価格」を決定することができることとなっており、適正申告を担保するための手段が講じられている。

記録の保存期間については、内国歳入法の執行において記録等が重要性を持っている限り保存すべきことが規定されており、特定の年限は定められて

いない。しかしながら、保存する記録の内容、保存方法及び保存期間について、納税者は内国歳入庁とアグリーメントを締結できることとなっている。  
(規則 1.475(a)-4(k))

### 第3節 セーフハーバー規則の評価

本規則を適用するための一般的な要件は、①米国の「一般に公正妥当と認められた会計原則」(US GAAP)に従って、②課税年度の最終営業日を含め年一度以上時価評価を行い、そして③当該時価評価損益を損益計算書に計上しなければならないというものである。これは、時価評価の妥当性を最低限担保するための規定であるが、①については、我が国においても金融商品会計基準等に従って処理されており、また、③についても、我が国においては「確定決算主義」により、基本的に財務会計と税務会計は一致しており、時価評価損益は損益計算書に計上されるため特に問題とはならない。これらの一般的な要件は、我が国においては容易に満たすことが可能なものである。

次に、より具体的な要件(制限)として、ミッド・レートによる評価を行った後に信用リスク等の調整を行う方法を採用することが本規則を適用するための条件となっており、ビッド・レート又はオファー・レートにより評価を行うことを禁じている。これについては、納税者が採用している方法を制限するあるいはセーフハーバーを選択するために納税者が採用している方法の変更を求めることとなる可能性もあり、納税者が本規則の適用を受けるかどうかの判断において障害となることも予想される。

信用リスク等の調整については、重複しての調整は認めないとしているものの、それらの具体的な算定方法について規定されておらず、US GAAPに基づくとしても幅広い算定結果を認めるものである。

## 第5章 店頭デリバティブの時価評価への対応

本章では、店頭デリバティブの時価評価という困難な問題に対して税務上どのように対処していくべきかという基本的な考え方を整理したのち、店頭デリバティブの時価評価において主要な要素となるプライシング・モデル、マーケット・データ及び信用リスク等の時価評価に対する調整の各項目について検討を行い、税務上の時価評価の取扱いについてその方向性を提示する。

### 第1節 時価評価に対する基本的な考え方

店頭デリバティブの時価評価の方法について、法人税関係法令・通達は「金融商品会計基準」等会計上の規定と同様の規定を置いており、税務上特に会計上の規定と異なる取扱いは規定していないが、会計上規定されている信用リスク等の時価評価の調整については、税務上何ら規定を置いておらず、取扱いが明確となっていない。そのため、主として銀行等の金融機関が財務会計上行っている各種の時価評価の調整については、現状基本的に税務申告には反映されておらず、結果として会計上の時価評価と税務上の時価評価は異なっている状況にあるものと思われる。

この時価評価の調整の問題については、前章で記述したとおり、米国は平成19年6月に財務省規則を発出し、時価評価の調整を含め納税者が行う会計上の時価評価を基本的に税務上也認めることとしたことから、今後この取り扱いが我が国の税務にも影響を及ぼすことが予想される。また、我が国においても実際に一部においてこの時価評価の調整を税務上也認めるよう求める意見もあり<sup>(69)</sup>、この時価評価の調整の問題も含め税務として店頭デリバティブの時価評

---

(69) 東京リスクマネジャー懇談会・前掲注(15)、38頁。

「(時価評価の調整を)財務会計上明確に位置付けるべきであり、さらには税務会計の適用を求めることも検討されよう。」とする一方、「(時価評価の調整が)利益調整に利用されうることを考えれば、保守的すぎる運営は弊害もあろう。」との懸念も

価の問題に対してどのように対処するのか明確な考えを示す必要があると考える。

この問題については、税務執行の効率化等の観点から米国のように納税者の会計上の処理を税務上也受け入れるという方法や、それとは対極に租税負担の公平及び課税の明確化の観点から税務上詳細な規定等を設け統一的な処理を納税者に求めるという方法など様々なアプローチが考えられる。それぞれの意義及び問題点の検討を通じ、この問題に対する基本的な考え方を整理する。

## 1 納税者の会計上の処理を税務上受け入れるアプローチ

納税者は、会計基準等に従って適正に会計処理を行うことを義務付けられており、さらに、公認会計士監査等（金融機関の場合には金融検査の対象にもなる）によって適正処理が担保されていることから、納税者の会計処理を尊重し、時価評価の調整の問題も含め税務上これを認めるというアプローチがある。

時価評価の問題については、そもそも納税者自身に関し、経営者は企業の業績を良く見せようとするインセンティブが働き、開示される利益がそのまま課税所得に反映されるのであれば当該課税所得は多く算出される方向に向かうことから税務上問題ない<sup>(70)</sup>という見方がある。一方、公認会計士監査や金融検査は、その目的の性格上一般的に納税者に対し保守的な会計処理を求めることから、これらがバランスする結果、納税者の会計処理を基本的に認めても税務上大きな問題は生じないという見方もある。

また、税務当局にとっても、期末における時価評価の問題は基本的に期間損益の問題であることから、利益調整等の恣意的な操作が行われないという

---

表している。

(70) 深尾光洋「米国におけるデリバティブ課税と日本の金融税制の将来」フィナンシャル・レビュー1999年6月号には、「(米国の)金融機関の場合、経営者報酬、ディーラーの報酬、ディスクロージャー、何れの面でも利益を大きく見せるインセンティブがあるため、金融機関が自ら行っている評価を使って課税すれば、課税所得が小さく報告されるはずはないとみられている。」とある。

ことがある程度担保されれば、国税組織の事務量の効果的な投入・配分という全税務的な見地からも、納税者の会計処理を基本的に受け入れることが考えられる。

しかしながら、店頭デリバティブの時価評価において、納税者の行う様々な異なる会計処理を税務上受け入れることについては、次のように利益調整の可能性を否定できないなど重大な問題を惹起することから、現状このようなアプローチをとることは適当ではないと考える。

#### (1) 利益操作の可能性の存在

時価評価が適用される以前の発生主義会計の世界においては、デリバティブが納税者の望むキャッシュ・フローを作り出すものであり、個々のデリバティブ取引においてもキャッシュ・フローの歪みが生じ、結果的に利益の繰延べ又は損失の繰上げ計上となるようなケースや、複数のデリバティブ取引を組み合わせると利益調整が行われていたようなケースがあり、これらの利益調整等を防止するためにそもそも時価評価が導入された経緯がある。

しかしながら、納税者の合理的な見積りを前提とする店頭デリバティブの時価評価においては、プライシング・モデルの選定、プライシング・モデルに投入するマーケット・データの選択あるいは時価評価の調整の範囲や程度について会計上納税者の処理に相当の裁量が認められている。したがって、納税者の会計処理を税務上無制限に認めることは、例え一定のバランスが保たれるとしても、納税者がその時々意向により利益を出したり、利益を繰り延べたりすることを許すこととなる。特に、納税者は、時価評価の調整という名目で、より簡単でより多額の利益調整を行うことが可能になるものと考えられる。

恣意的な利益調整を封ずるために、法人税基本通達 2-3-39（みなし決済金額）においては「合理的な方法で、法人があらかじめ定めている方法」を使用すべきことを規定している。しかしながら、「合理的な方法」については相当の幅が考えられ、納税者が採用する方法が不合理であると認定す



ることは非常に困難である。また、納税者が「あらかじめ定めている方法」を変更した場合でも、より実態に合った方法やより洗練された方法に変更したとの理由から様々な変更を行っても一概にそれを不適切・不合理とすることはできない可能性がある。

#### (2) 租税負担の公平及び課税の明確化の放棄

納税者の裁量により会計処理に相当の幅が認められ、これをそのまま税務において受け入れることは納税者に対し、異なる租税負担を認めることであり、租税負担の公平という観点から問題がある。また、税務においては、その目的を達成するために「別段の定め」として様々な精緻な規定を置いている。しかしながら、課税の明確化に反し、納税者の会計処理を税務上受け入れることとした場合、税務当局のコントロールの効かない世界に納税者を置くことになり、税務行政の放棄につながる。

#### (3) 時価評価制度への悪影響

国際会計基準とのコンバージェンスから、今後時価評価が適用される金融商品が拡大することは避けられないと思われることから、時価評価の分野において会計上の取扱いを追従するという方向を示すことは、今後時価評価の分野において深刻な影響を残す可能性がある。

#### (4) 制度上の困難性

米国においては、納税者の処理が「適正に所得を反映していない」場合や、調査において十分な資料の提出を行わなかった場合には、税務当局が時価を決定することができるとの規定があったり、举证責任が納税者にあるなど我が国とは異なる法制をとっている。我が国においては、米国のように納税者の処理が適当でなかったり、資料の保存等に違反した場合の強行規定を設けることが困難であり、それによる牽制効果が及ばないことから適正申告が担保できない。

## 2 税務上統一的な取扱いを行うアプローチ

租税負担の公平及び課税の明確化を追及するという観点からは、税務当局

が作成したプライシング・モデルなど特定のものを使用させ、適用すべきマーケット・データを公表し、さらに行うべき時価評価の調整方法を具体的に規定するなど納税者が従うべき統一的な時価評価の方法を定めるというアプローチがある。

しかしながら、税務当局が最新のマーケットの動向を把握し、それを反映させたプライシング・モデルを頻繁に改訂し、納税者に使用させることは現実問題として不可能である。また、同一のプライシング・モデルを使用させるために、特定のものを指定し使用させることもマーケットに介入する結果となることから不適切である。マーケット・データについても、ボラティリティ等ある程度幅のあるものについて、税務当局が特定のブローカーや情報ベンダーが提供しているものを使用させることは適当ではない。さらに、時価評価の調整についても、現状においては会計上統一的で明確な処理基準が定まっておらず、税務上独自の基準を示すような状況にはない。

また、納税者が会計上行っている時価評価とは別に、税務申告のためのみ別途時価評価を再計算させるという方法も考えられるが、これは納税者に過度の負担を与えることとなり、適当ではないと考えられる。

この点について、会計上の観点からの見解であるが、統一的な時価評価方法を定めることにより、恣意性が排除され、事後の検証が容易になるなどの利点がある一方、「デリバティブを取り扱う企業では、各々の創意工夫のもとに財務リスクの見積手法の精緻化に多くの経営資源を投入していく中、画一的な時価算定の考え方はリスク管理の向上を図るインセンティブを著しく損ねる」ことになり、結果として金融技術の発展を妨げることになるとの指摘<sup>(71)</sup>もある。

納税者に対し税務上統一的な取り扱いを行うことは適当であるが、店頭デリバティブの時価評価においては、納税者に全く同じ処理を求めることとした場合には現実的でない面や不適切な面が顕著となることから、このような

---

(71) 吉田・前掲注(6)、126頁・127頁。

アプローチは取り得ない。

### 3 納税者の採用する方法について一定の制限を行うアプローチ

店頭デリバティブの時価評価が様々な仮定に基づくプライシング・モデルを使用した計算結果であるとしても、納税者は実際にそのプライシング・モデル等を使用して第三者との間で取引価額等を決定し取引を行っているという現実があり、それは市場価格である「時価」を反映するものと考えることができる。したがって、納税者の行っている時価評価をベースとして納税者の裁量により税務上問題が生ずるものについて何らかの規制を行うというアプローチが現実的であると考ええる。

具体的には、納税者が各種の規制等に従い、取引価格の決定、自己のリスク管理、マネージメントへの報告、財務管理、税務申告の観点等からそれぞれ独自の時価評価方法を採用していることを前提に、税務上の「時価」を決定するために、納税者の処理においてどのようなものを担保する必要があり、また納税者の処理に対してどのような調整を行うべきかなど具体的な規定の必要性等も含め検討していくことになる。

次節以下において、税務上の時価評価を導くための方法について検討を行う。

## 第2節 プライシング・モデル及びマーケット・データについての検討

店頭デリバティブの時価評価において使用されるプライシング・モデル及びマーケット・データについて、納税者の採用しているものを認めることの問題点及びその対応等を検討する。

### 1 プライシング・モデルに関する検討

自社開発や市販のものなど様々なプライシング・モデルがあり、しかもモ

デルは固定的なものではなく、新しい金融商品の出現とも密接に関連し、実態に合ったより精緻なものへと変更されていく状況がある。上述したように、税務当局が税務上の時価評価を行うためのプライシング・モデルを作成したり、特定のプライシング・モデルを指定することは不可能かつ不適切である。納税者が現実に時価評価等のために使用している様々なプライシング・モデルによって算出される時価評価額を税務上認めることに問題がなければ、これを受け入れることが現実的である。

そのためには、納税者が使用するプライシング・モデルの違いが税務上の時価評価に受け入れがたい影響を及ぼすかどうかについて検討する必要がある。この点については、①そもそも「市場価格は市場参加者が自らのプライシング・モデルにて値付けを繰り返した結果として、最終的に収斂した合意値であることを勘案すると、実務でよく使用されるプライシング・モデルの算出値は、市場価格に近似している」<sup>(72)</sup>ことから時価と考えられること、②「見積りによる金融商品の時価の信頼性は、複数の測定者または測定方法による見積値のばらつきが許容範囲内か否かが判断基準になると解される。この問題について、近時の金融技術の発展及び普及に伴い、現在価値を基軸とするイールド・カーブやプライシング・モデル等に対する測定者間の合意は、相当程度まで形成されていると解される」<sup>(73)</sup>というようにプライシング・モデルに大きな差異はなくなってきていること、また、③モデルの差異によりデリバティブの価格等に差異が生ずるとすれば、価格差を利用した裁定取引が働き、その価格差は縮小し、またモデルの差異も調整されていくことから、大きな問題となることはないと考えられる。

デリバティブは、取引価格の決定、リスク管理、財務会計、経営者への報告、規制当局への報告、税務申告など様々な目的のために評価される。これらすべての目的において同じプライシング・モデルが使用されている場合、利益調整を目的としていないものと判断できることから、税務執行上これを

---

(72) 吉田・前掲注(4)、148頁。

(73) 吉田・前掲注(4)、191頁。

確認することにより税務上の合理性を担保することができる。

## 2 マーケット・データに関する検討

ボラティリティ等適用するマーケット・データの妥当性については、幅があるとしても特定のブローカーなどが提供するものを継続して使用することなどの内部規程を策定し、それに沿ったものであれば、①実際のマーケットに基づくものであり、②事後の検証が可能であり、また③意図的な利益操作を目的としていないことから、これを認めることに問題はないと考えられる。

一方、期末のマーケット・データについては、例えば、取引の集中等のため瞬間的に異常な値が出る場合がある。この場合、取引を担当しているディーラーの相場観との乖離が生ずる可能性がある。このような場合でも、情報の信頼性及び検証可能性という観点からは、実際のマーケット・データを使うべきであり、事後の検証が不可能な一担当者の相場観といったようなものを適用することは適当ではない。

## 3 時価評価の再計算を担保するための措置

マーケット・データの適用に誤りがあった場合に、税務当局がそれを是正するための手段を持たなければ牽制効果がないことから、本来であれば納税者に対し再計算を行うために必要となる期末データの保存義務を課すための規定の導入が必要である。さらに、プライシング・モデルが適当でないなど再計算が困難な場合に時価評価額を算出するための推計計算の規定も必要であると考えられる。

### 第3節 時価評価の調整についての検討

税務上時価評価の調整を認めるにあたっての判定基準を検討するとともに、主要な調整項目について税務上の受入れ可能性について検討する。

## 1 時価評価の調整の意義及び現状

時価評価の調整を行う目的は、時価評価により将来の損益を評価時点で認識することから、将来発生するリスクやコストを時価評価損益に反映させないとする評価損益が過大に計上されることとなることから、これを評価損益から控除するものである。

会計上デリバティブの時価を求めるためには、時価評価の調整が必須とされている。しかしながら、時価評価の調整としては、会計理論上信用リスク、流動性リスク、将来の管理費用など様々な調整が存在し、その計算方法も定まったものがなく、また、どのような調整を行うかは、銀行がどのような立場（マーケット・メーカー、エンド・ユーザー）でデリバティブ取引を行っているかによって異なり、また調整項目の重要性によっても異なるという問題点がある。このように納税者によって会計上様々な調整が行われる可能性がある。

## 2 税務上の時価評価の調整に対する考え方及び税務上認めるための判定基準の検討

店頭デリバティブの時価評価が推定によらざるを得ないという現状を考慮しても、税務上行き過ぎた裁量の可能性を認めることは、利益調整を認める結果となることから、会計上保守的な観点から認められる広範囲な調整を無制限に認めることは適当ではない。一方、リスク等の理論的な合理性等については十分に検討する必要があるが、リスク等の発生可能性や調整額の算出困難性をあまりに問題視しすぎると、税務上時価評価の調整を一切認めないという結果となり、このような姿勢をとることも適当ではない。

時価評価の調整は将来のリスクやコストを調整するものであるが、税務上時価評価の調整を認めるためにはどのような要件を満たす必要があるかという点について検討する。

### (1) 税務上調整を認めるための要件の検討

イ 将来のリスク及びコストの調整という観点

単に時価評価の調整を将来のリスク及びコストの調整を行うものであるとした場合、あらゆる取引そのものがすべてのリスク及びコストをカバーし、利益を得ることを目的として行われるものであるという点に着目すると、納税者からこのような主張がなされるとすべてのものを認める結果となり、不合理である。将来のリスク等の調整であるという基準は、税務上調整を認めるための判定基準として機能しないことから適当ではない。

#### ロ 時価評価の調整か引当てかという観点

時価評価の調整は、マーケット・レートの調整による方法や引当てによる方法など様々な方法で行うことが可能である。引当てによる方法を採っていた場合でも、形式的に引当金だから認めないというのは適当ではない。

#### ハ 取引にあたって考慮される要素かという観点

この点については、①そもそも時価評価の調整というためには価格等の決定の際に考慮される要素であるべきこと、②時価の定義において解約時の価格とされていること、さらに③価格の構成要素でない場合、契約締結と同時に時価評価した場合時価がマイナスとなるというような不合理な状況が生ずることから、基準として採用することが適当であると考えられる。

### (2) 調整を税務上認めるための判定基準

税務上時価評価の調整として時価評価損益からの控除を認めるためには、すべてに当てはまる一般的な基準として、①リスク等の発生可能性から調整することに理論的な合理性があり、かつ②金額を（ある程度）合理的に算出できることが必要であるほか、調整項目を具体的に制限する基準として③取引の契約・解約時の価格決定の際に考慮される時価の調整要素であり、単なる費用の引当てではないことが必要であると考えられる。

②の金額の算出可能性については、見積りを前提とする時価評価においては余りに厳格なものを要求することは適当ではないと考える。一般的に、

デリバティブは約定時は、損益はゼロであると言われるが、例えば、ディーラーがエンド・ユーザーとの間で契約を締結する場合、その時点の時価にはディーラーの契約締結に伴う利益が含まれるため時価は通常はゼロとはならない。調整に係る金額を決定するに当たって、当初の利益の範囲内に制限するというアプローチも考えられる。

主要な時価評価の調整項目とされているものについて、上記の判定基準をもとに税務上の控除の可否を検討する。

### 3 信用リスクの調整

金融機関に対しては、平成9年に時価評価を認めた際、信用リスクの調整として税務上一定割合の「信用リスク相当額」を控除することを認めていた<sup>(74)</sup>。これは、全国銀行協会が国税庁と協議しその結果を会員銀行に対して全銀協通達として出していたものであり、当時の貸倒引当金における金融機関の法定繰入率である1000分の3を使用するなど貸倒引当金をイメージした算定方法であった。

信用リスクについては、取引価格の決定等にあって考慮され、かつ収益を生み出す重要な要素であり、時価評価にあたりその調整を行う合理性はありと考えられる。ただし、現状確立された信用リスクの計算方法はなく、様々な方法がとられていることから、税務上これを受け入れるためには利益調整の防止、租税負担の公平などの観点から一定の限度を設けることが適当であると考える。なお、信用リスクの調整については、取引相手先の貸倒れリスクの調整としてとらえる考え方と取引相手先の信用リスクの変動に伴う調整としてとらえる考え方があるが、税務上認めるためには前者の性格を有する

(74) 百瀬功編『銀行の時価会計の実務』67頁（金融財政事情研究会、平10）。

信用リスク相当額について、次の方式により算定することとしているが、将来算定方法の精度の向上が図られればそれを踏まえて見直しを行うこととされている。

信用リスク相当額 = 期末の評価益総額 X 相殺効果割合 X 3/1000

相殺効果割合 = 期末の評価益総額 X (期末の評価益総額 + 期末の評価損総額〔絶対額〕)



ものとする必要がある。

調整額の算出については、あまりに簡便な計算方法を採用することは適当ではなく、実際の債権・債務の額の算出（担保やネットティングを含む）や実績率によることなども検討する必要がある。なお、実際のネットティング契約においては、トレーディング勘定に経理され時価評価されているデリバティブだけでネットティングされるわけではなく、基本的に同一の取引相手と行っている全ての取引がその対象となる。時価評価の調整という観点からは、ヘッジ会計の対象となり時価評価されていないデリバティブ等をネットティング計算の対象とすることは問題であることから何らかの調整計算を盛り込む必要がある。

対象を金融機関に限定する理由はないことから、信用リスクの調整を必要とする納税者に対しこれを認めるべく、現行の貸倒引当金の枠組みの中で認めていくことが適当である。そのために、例えば法人税基本通達 2-3-39（みなし決済金額）の注書に信用リスクの調整に関する規定を加えるという方法も考えられる。

信用リスクについては、調整による方法のほか、将来キャッシュ・フローを信用リスクに応じた割引率で割り引くことにより信用リスクを反映させるなどの方法もある。一定の限度を設ける場合には、納税者がどのような方法により信用リスクを調整しているかを正確に把握したうえで税務調整を行うなど、納税者が採用する方法により対応が異ならないよう整合性をとる必要がある。

#### 4 将来の管理費用の調整

将来の管理費用の調整は、例えば、金利スワップに係る将来の金利の受払い等の管理費用を金利スワップの時価評価損益から控除するものであり、費用・収益を一致させるという観点から、会計上理論的な合理性はあるように思われる。しかしながら、実際の取引締結時や解約時の価格等の決定において将来の管理費用が考慮されることはなく、時価の調整ではなく費用の引当

てであることから、税務上調整を認めることは適当ではない。

## 5 流動性リスクの調整

通常の手仕舞いに係る流動性リスクについては、取引の解約時に生ずるリスクであり、時価の定義を解約する場合の価格としていることから、調整を行う一定の合理性は認められる。流動性リスクがビッド・オファー・スプレッドに現れるとした場合、納税者がマーケット・メーカー、ディーラー、エンド・ユーザーのいずれかであるかによってその意味が異なり、一律にその流動性を測定することは困難である。このように、納税者のマーケットにおける役割によって調整の必要性やその調整額が異なるなど画一的に取り扱うことができないという問題点があり、現状これを税務上認めることは困難である。

なお、市場の混乱等から生ずる予想外の損失に備えるための流動性リスクの調整については、税務上調整を認める合理性はない。

## 6 モデル・リスクの調整

モデル・リスクについては、発生原因として様々なものが予想されるが、その原因がモデルの誤りなど理論的な潜在的リスクであり、発生可能性や算定結果の合理性がなく税務上認めることはできない。

# 第4節 小括

税務が果たすべき目的を達成し、デリバティブの時価評価という困難な問題に対処するためには、会計上の取扱いを追認するという姿勢をとることは適当ではない。税務上拠り所となる規定がない状況において、税務執行面においてその合理性を議論することは非常に困難であり、法的安定性及び予測可能性の確保という観点からも、できる限り具体的な規定等を設け、税務上の時価評価の合理性を担保することが重要である。

店頭デリバティブの時価評価において、納税者が採用するプライシング・モデルや適用するマーケット・データについては、その恣意性を排除したうえで税務上受け入れることが現実的である。

信用リスクについては、取引価格に影響を与える重要な要素であることなどから、時価評価にあたり調整を行う合理性があるが、利益調整の防止等の観点から税務上一定の限度を設けてこれを認めることが適当である。その場合、担保やネットिंग契約を考慮した実際の債権・債務額の算出や実績率の使用など精度を高めた論理的な算定方式を用いる必要がある。なお、対象を金融機関に限定する理由はないことから、適正な時価評価を行うために信用リスクの調整を必要とする納税者に対しこれを認めるべく、現行の貸倒引当金の枠組みの中で認めていくことが適当である。

将来の管理費用、モデル・リスクについては、理論的合理性、発生可能性などの観点から問題があり、税務上調整を認めることはできない。流動性リスク等の理論的な合理性があり、発生可能性の高いリスクについては、今後の企業会計及び実務における成熟具合を見守り、その調整の可否を検討していくことが必要であるが、調整を認める場合でも税務上一定の限度を設けることが適当である。

なお、適正申告を担保するため、時価評価の算定に誤りがあった場合、それを是正する手段として、再計算を行うために必要となる期末評価時点の取引データの保存義務や再計算が困難な場合の推計計算の規定等が将来的には必要となるものと考ええる。

## 結びに代えて

日本の企業会計基準委員会は、平成19年8月、国際会計基準との全面共通化を平成23年半ばまでに達成することで合意している。このような動きを背景に、幅広い分野において会計上の時価評価への移行が拡大しているが、情報開示の重要性という観点からは当然の流れといえる。

税務においても、利益操作への対応などの観点から、会計上の時価評価の流れに合わせていく必要があると思われる。しかしながら、会計上の時価評価は、大きな取り扱いを示すものの、納税者の合理的な見積りを重視していることから、納税者間で時価評価の結果がある程度異なることを認めているが、税務においては、余りに大きな幅を認めることには慎重にならざるをえないものと考えられる。新しい金融商品等の出現にも対応し、税務上時価評価に関する詳細な規定を定めていくことは非常に困難であるが、会計に全てを依存することは適当ではなく、税務として独立した考え方にに基づき税務上の時価評価というものを示していく必要があるものと考えられる。

本研究においては、店頭デリバティブの時価評価に対する税務上の基本的な考え方を整理するとともに、特に時価評価の調整についてその税務上の受入可能性の問題に焦点を当てて検討を行った。時価評価の調整については、事後に引当てなどの方法により明確に区分されている場合には調整額の把握及び問題点の検討も容易であるが、モデル自体やマーケット・データの適用の場面に於いてリスク等を考慮している場合には調整額の把握自体が困難な局面も予想される。取扱いの公平性を確保するためには、デリバティブの時価評価について深度ある調査を通じ実態を把握することが必要となる。

デリバティブの時価評価は、基本的に期間損益の問題であるが、その時価評価された利益が国際間の配分の対象となる金融機関のグローバル・トレーディングにおいては状況が異なってくる。すなわち、外国銀行を含む大手金融機関においては、オプション等のデリバティブについてそのリスクをヘッジするた

めに、全世界の拠点を通じ 24 時間体制でグローバル・トレーディングを行っているケースが多い。この場合、各拠点毎に損益の認識は行えず、グローバル・トレーディングによって得られた全体損益を各拠点の機能・リスクに応じ配分することとなるが、毎年各拠点への配分割合等が変動することから、期間損益の問題にとどまらなくなる。その配分の対象となる損益については、時価評価されたものが基準となると考えられるが、機能・リスクの対価として配分される損益であり、期末における時価評価とは異なる観点から、信用リスクなどの調整について検討する必要がある。

本研究においては、公表されている資料等を元に研究を行ったため、必ずしも最新のデリバティブ取引の実務に係る情報が十分反映されていない部分があるものと思われる。本研究は、店頭デリバティブの時価評価という困難な問題に対する税務としての基本的な方向性を提示することを目的とするものであり、今後この分野における更なる議論の進展を期待したい。